

令和 6 年度版

図書館要覧

令和 5 年度 統計・事業報告



春日市民図書館

目 次

I 図書館の概要

1	図書館の概要	3
2	春日市民図書館運営方針	4
3	図書館のあゆみ	5
4	施設の概要	8
5	図書館組織図	9
6	図書館協議会	10
7	予算	11
8	ボランティア活動	12
9	蔵書構成	14
10	雑誌・新聞リスト	15

II 統計・事業報告

1	令和4年度のトピックス	17
2	利用状況	
	(1)資料区分別貸出状況	18
	(2)年齢別貸出状況	18
	(3)月別利用状況	19
	(4)小学校区別利用状況	19
	(5)広域利用統計	19
	(6)移動図書館貸出状況	20
	(7)しらべもの(レファレンス)統計	21
	(8)予約・リクエストサービス	21
	(9)相互貸借	21
	(10)電子図書館サービス	22
	(11)郵送貸出サービス	22
	(12)利用状況の推移	23
	(13)団体貸出	25
	(14)学校サービス	25
	(15)他施設との連携	26
	(16)図書館サービス指数	26
3	図書館主催事業	27
4	情報提供サービス	32

Ⅲ 条例・規則等

1	春日市ふれあい文化センター設置条例	34
2	春日市民図書館管理運営規則	38
3	春日市図書館協議会規則	42
4	春日市民図書館資料廃棄要綱	43
5	春日市民図書館資料収集方針	44
6	春日市民図書館資料選定基準	45

I 図書館の概要

1. 図書館の概要

1 名称 春日市民図書館

2 所在地

〒816-0831 福岡県春日市大谷6丁目24番地(春日市ふれあい文化センター内)

TEL 092-584-4646 FAX 092-584-3900

URL <https://library-city-kasuga-fukuoka.jp>(パソコン)

URL <https://library.city.kasuga.fukuoka/OPW/OPS/OPSINDEX.CSP>(スマートフォン)

3 開館時間

火曜日～木曜日・日曜日 午前9時～午後7時

金曜日・土曜日 午前9時～午後8時

4 休館日

毎週月曜日(祝日のときは開館)

毎月最終木曜日(祝日と重なるときはその翌日)

特別整理期間(15日以内)

年末年始(12月28日～1月4日)

5 貸出数・期間

	貸出数	期間
図書・雑誌	10冊まで	2週間
視聴覚資料	3点まで	2週間

6 蔵書冊数

351,399冊 (令和6年4月1日現在)

7 利用統計 (令和5年度)

登録者数 57,500 人

(うち春日市民は35,814人)

のべ貸出者数 185,247 人

来館者数 502,983 人

総貸出冊数 853,345 冊 (個人貸出)

開館日数 298 日

2. 春日市民図書館運営方針(令和6年4月改訂)

1 基本方針

春日市民図書館(以下「市民図書館」という。)は、春日市民(以下「市民」という。)が、読書を通じて豊かな生活を送ることができるように、「だれでも」、「いつでも」、「どこに住んでいても」、「どんな資料でも」利用できる、市民の暮らしに役立つ図書館となることをめざして運営します。

そして、市民が、自分や家族の生活や将来、また、これからの地域の在り方について、自ら判断し決定するために必要な情報や資料を提供する、地域の情報拠点としての役割を果たします。

以上のことを実現するために、市民図書館は本館と移動図書館とを一体のものとして運用し、資料の貸出しと情報の提供を中心として、以下に掲げるようなサービスを行います。

2 春日市がめざす図書館サービス

(1)だれでも快適に利用できる図書館

- 蔵書の充実を図るとともに、公共図書館としてのネットワークを活かして、市民が求める本や情報を確実に提供できるよう努めます。
- 市民の憩いの場として、親しみやすく使いやすい快適な図書館をめざします。
- 施設や設備のバリアフリー化をすすめるとともに、大活字図書や朗読CD、電子図書等の資料を充実して、年齢や障がいにかかわらず、利用しやすい環境を整えます。
- 移動図書館を本館と同様のサービスを提供するものとして充実させ、だれでも身近なところから気軽に市民図書館を利用できるようにします。
- 市民図書館は、災害や緊急時における適切な対処方針を策定し、非常時に備えます。

(2)市民と図書館員とが一緒に育てていく図書館

- 図書館サポーターや図書館ボランティアとの協働をすすめ、市民が自主的に市民図書館に関わることのできる環境を整えます。
- 図書館協議会を市民図書館の課題について市民と職員とが共同で解決を図るための組織と位置づけ、図書館運営に市民の声を反映します。

(3)子どもたちに読書の楽しさをつたえる図書館

- 子どもたちがいつでも興味のある本に出会えるよう、家庭、学校、地域など、あらゆる場所での読書環境の整備に努めます。
- 学校連絡便や団体貸出などにより学校図書館の支援を行うとともに、学校と市民図書館が連携して、子どもの読書活動をささえる体制をつくります。

(4)くらしの疑問や課題が解決できる図書館

- 司書が本の使い方や調べかたを案内し、調べもののお手伝いをするレファレンス・サービスを充実・強化します。
- 市民の日常生活において生じた問題や、地域の課題を解決するために必要な資料を重点的に収集します。
- 子育て支援課や文化財課など、春日市の様々な部署と連携し、春日市の過去・現在・未来を知るために必要な資料や情報を積極的に集めて提供します。

(5)情報を発信する図書館

- 市民図書館のウェブサイトや広報紙を通して、図書館のイベントや活動が、より多くの市民に伝わるよう、積極的に情報を発信します。
- これからのデジタルネットワーク社会における公共図書館のあり方について検討を進め、常に市民に必要な図書館サービスを提供するよう努めます。

3 職員について

- (1)職員は、資料と人とを結び付ける使命を自覚し、市民の資料に対する要求に応えるために最善を尽くします。また、図書館として、職員の基礎的教養と専門的技量を高めるよう努力します。
- (2)館長は、公共図書館の基本的任務と公共施設の長としての主体性と責任を自覚し、市民へのサービスを身をもって示します。また、職員の意見を汲みあげるとともに、職員を指導してその資質・能力・モラルの向上に努めます。

3. 図書館の歩み

大正 13年	4月	村立図書館を筑紫郡春日校(春日公民学校)に設立
昭和 24年	4月	春日町役場2階の公民館事務室の一角に図書室を設置
昭和 33年	10月	旧筑紫郡北部高等学校青年学校跡に公民館事務室を移設 会議室の一角に図書室を設置
昭和 42年	4月	中央公民館を新設し、その中に公民館図書室を設置
平成 4年	4月	生涯学習センター準備室を発足(後にふれあい文化センター準備室と改名)
平成 5年	2月	春日市役所西仮設棟に春日市図書室を設置
	10月	移動図書館たんぽぽ号運行開始(14ステーション)
平成 6年	11月	新図書館開館準備のため、図書室を閉室(移動図書館車は12月末まで運行)
平成 7年	4月	春日市民図書館開館(ふれあい文化センター内) (財)春日市文化スポーツ振興公社がふれあい文化センター全館の管理運営を行う 図書 約15万冊、雑誌 約400タイトル、新聞 約40タイトル、AV 約5000点で開館
	4月	移動図書館「たんぽぽ号」運行再開(16ステーション)
	11月	図書館広報誌「ぶっくばる〜ん」を創刊
平成 9年	5月	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会発足
平成 12年	4月	図書館ホームページを開設
平成 13年	4月	福岡都市圏図書館等広域利用に参加
	7月	ファーストブック事業を開始(赤ちゃん絵本の紹介など)
平成 14年	2月	学校連絡便、運行開始(春日原小・春日野小)
	4月	図書館運営が市直営となる
平成 15年	1月	筑紫地区マナーアップキャンペーンを開始
	2月	4日、移動図書館「たんぽぽ号(2代目)」発車式
	4月	ファーストブック事業で本の貸出を開始
	11月	盗難防止装置を設置
平成 16年	4月	子どもの読書活動優秀実践図書館(文部科学省)として表彰をうける
	10月	30日、貸出冊数1,000万冊を達成
平成 17年	4月	図書の貸出冊数を無制限からひとり10冊に変更
	7月	くらしの情報コーナーを開設
	9月	市内全小学校に学校連絡便を運行
平成 18年	4月	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会 子どもの読書活動優秀実践団体(文部科学省)として表彰をうける
	7月	インターネット予約を開始

I 図書館の概要

平成 20年	3月	視聴覚資料の貸出期間を1週間から2週間に変更
	9月	市内中学校に学校連絡便を運行
	10月	行政支援サービス開始
平成 21年	10月	春日市子ども読書活動推進計画策定
平成 22年	4月	長期延滞者に対する利用制限導入
	8月	奴国の丘歴史資料館連携 郷土講座(第1回)開催
	12月	議会支援サービス開始
平成 23年	4月	図書館利用者懇談会「図書館しゃべり場」開催(全5回)
	10月	改修事業竣工(スロープ及びサポータールーム設置、しらべものカウンター移設)
	10月	郷土資料コーナーを移設し、春日の今と昔を知るコーナーを開設
	11月	夜の図書館(第1回)開催
	12月	市民図書館キャッチフレーズ決定「未来にホン気」(公募作品)
平成 24年	4月	図書館窓口業務委託開始
	9月	福岡徳洲会病院(地域医療支援病院)連携開始
	10月	移動図書館車スポット運行開始
平成 25年	7月	盗難防止装置入れ替え
	8月	ファーストブック事業リニューアル(絵本のプレゼント開始)
平成 26年	3月	雑誌スポンサー制度導入
	7月	図書館協議会委員の公募による市民委員の選任を開始
	12月	市民図書館・学校図書館システム統合
	3月	第二次春日市子ども読書活動推進計画策定
平成 27年	4月	貸出延長サービス開始
	4月	移動図書館車ステーション増設(16→18ステーション)※惣利公民館、白水池公民館
	4月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始、利用者用インターネット端末設置
	7月	国立国会図書館歴史的音源配信提供サービス開始
平成 28年	3月	1日、移動図書館「たんぽぽ号(3代目)」発車式
	3月	情報コーナーリニューアル(館内上映廃止)、まごころ(福祉)情報コーナー開設
平成 29年	1月	国立病院機構九州がんセンター(福岡県がん診療連携拠点病院)連携開始
	2月	はるのひ文庫開設(児童コーナー内)
	3月	市議会定例会 ふれあい文化センター設置条例の改正議案議決 市民図書館への指定管理者制度導入決定
	8月	図書館キャラクター「くるくる」誕生
	11月	移動図書館車ステーション増設(18→19ステーション) ※星見ヶ丘第二公園
	12月	春日市民図書館管理運営規則公布(全面改定)

I 図書館の概要

平成	30年	2月	メインカウンター改修工事(貸出と返却が同じ窓口でできる一体型カウンターに改修)
		4月	指定管理者(株式会社図書館流通センター)による市民図書館運営の開始
		4月	開館時間の延長(開館時間10時→9時、閉館時間18時→19時、金土20時)
		4月	移動図書館車の祝日運行開始
		10月	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会 福岡県市民教育賞(地域社会教育賞)受賞
令和	元年	9月	第1回春日市図書館を使った調べる学習コンクール開催
		10月	JR春日駅に返却ポスト設置
令和	2年	2月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館(2月29日～5月24日)
		3月	郷土資料デジタルアーカイブ開始
		6月	「春日市電子図書館」サービス開始
		6月	郵送貸出サービス開始
		7月	図書館を使った調べる学習講座を開始
令和	3年	8月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館(8月10日～9月13日)
		9月	春日市民図書館Twitter開始
		9月	YouTube「くるくるチャンネル」開始
令和	4年	7月	春日市民図書館公式LINE開始
		10月	読書サポートコーナー設置
			春日市制50周年記念事業を開催
令和	5年	4月	「春日市電子図書館」で雑誌読み放題サービス提供開始
令和	6年	1月	Webからのレファレンス受付開始

I 図書館の概要

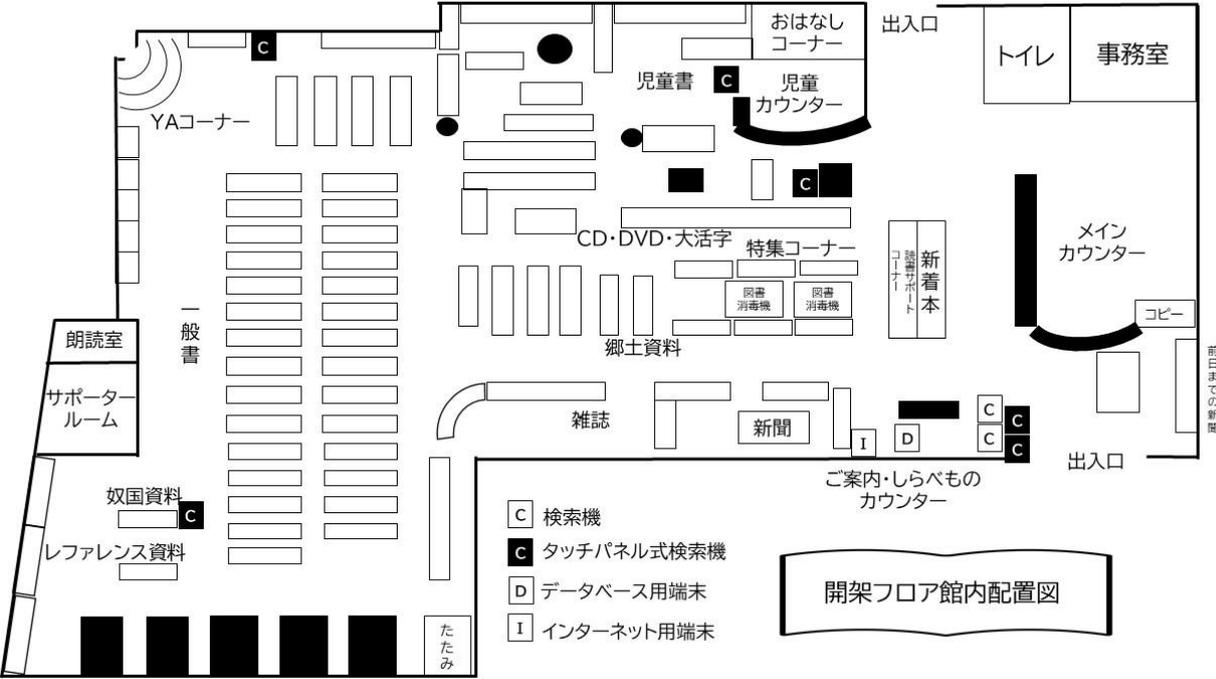
4. 施設の概要

名称 春日市民図書館
建物概要
・構造・・・鉄筋コンクリート造
・階数・・・地下1階地上2階建
・延床面積・・・2,631.54 m²(図書館部分)

フロア案内

1階開架フロアには、児童書、一般書、雑誌、新聞、郷土資料、CDなどがあります。利用登録、貸出、返却を行うメインカウンター、ご案内・しらべものカウンター、子どもの本の相談ができる児童カウンター、おはなしコーナー、たたみコーナー、読書席、サポータールームなどがあります。また、利用者用検索機を 8 台、インターネット用及びデータベース用端末を各 1 台設置しています。

令和 4 年 10 月に読書サポートコーナーを設置しました。母語が日本語でない方、高齢で文字が読みにくくなった方なども対象にしています。



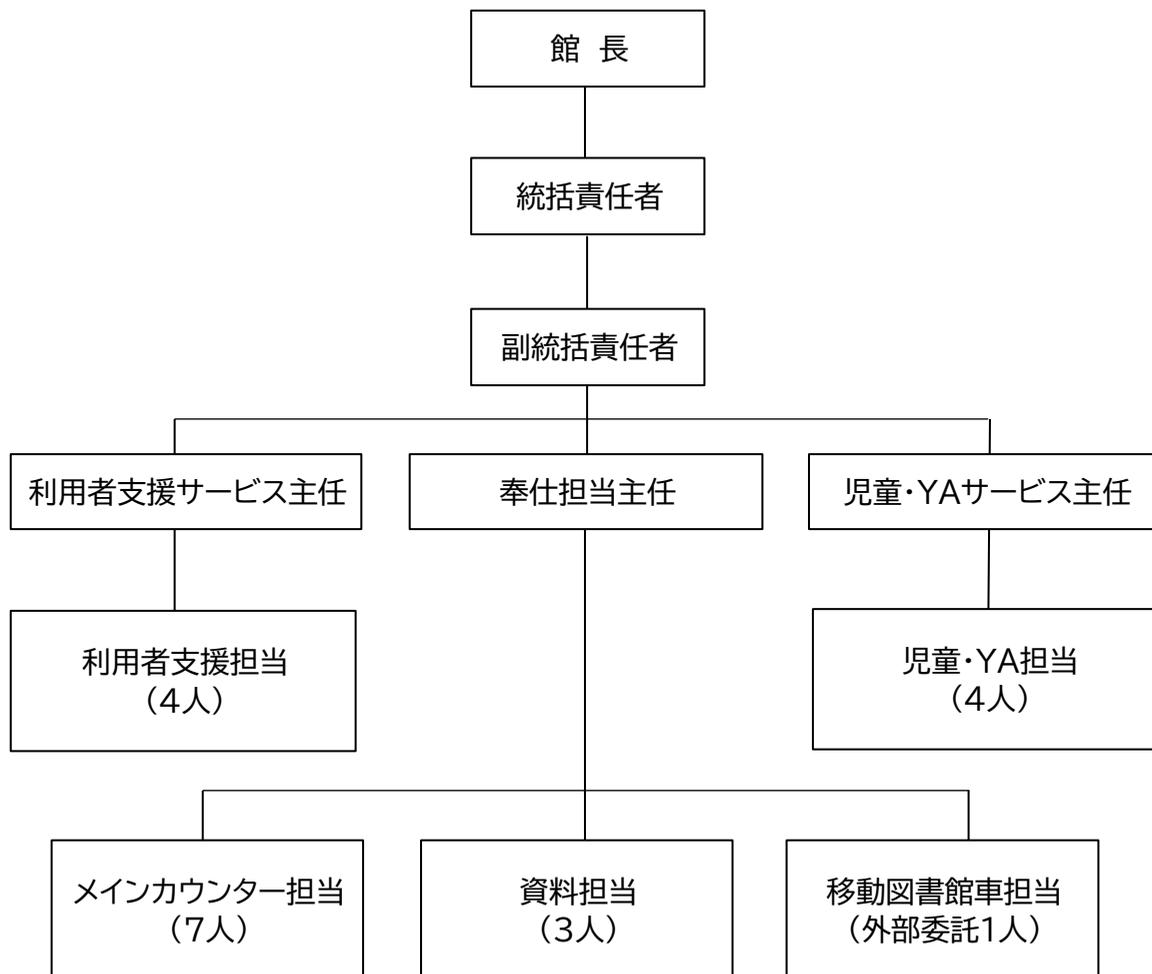
5. 図書館組織図

令和6年4月1日現在

春日市協働推進部
文化スポーツ課
文化担当

春日市民図書館
(指定管理者)
株式会社図書館流通センター

	司書資格あり	司書資格なし	計
館長	1	0	1
統括責任者	1	0	1
副統括責任者	1	0	1
主任	3	0	3
スタッフ	15	3	18
移動図書館車担当	0	1	1
計	21	4	25



6. 図書館協議会

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として設置しています。

<根拠法令等> 図書館法第14条、春日市ふれあい文化センター設置条例第11条
春日市図書館協議会規則

(1) 委員名簿

氏名	所属又は役職	任期	備考
江頭 雄一郎	春日東小学校校長	R4. 7. 1～R6. 6. 30	
日下部 達矢	春日北中学校校長	R5. 4. 1～R6. 6. 30	
山下 芽衣	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会	R4. 7. 1～R6. 6. 30	
中川 登之	春日市社会教育関係団体連絡協議会	//	
	学びすと春日		
廣田 裕子	春日市社会教育関係団体連絡協議会	//	
	春日市文化協会		
中村 早苗	春日市社会教育関係団体連絡協議会	//	
	ボーイスカウト春日第1団		
河井 律子	学識経験者	//	会長
大鶴 和人	学識経験者	//	副会長
伊藤 南	市民委員	//	
中村 一男	市民委員	//	

(2) 議事

令和5年度審議事項

「春日市民図書館運営方針の改訂について」

(3) 会議

第1回 令和5年 7月27日開催

第2回 令和5年11月22日開催

第3回 令和6年 2月22日開催

I 図書館の概要

7. 予算

(1) 予算の推移

(円)

	一般会計総予算	図書館費
令和4年度当初予算額	35,510,137,000	125,535,000
令和5年度当初予算額	35,770,407,000	124,303,000
令和6年度当初予算額	40,464,787,000	128,878,000

(2) 図書館費の比較

	令和6年度 当初予算額 (千円)	令和5年度 当初予算額 (千円)	比較増減 (千円)	令和5年度 決算額 (円)	令和4年度 決算額 (円)	令和5年度決算説明
歳出総額	128,878	124,303	4,575	124,233,297	125,478,418	
1 報酬	195	195	0	156,000	169,000	図書館協議会委員報酬
7 報償費	0	0	0	0	3,300	講師謝金等
8 旅費	52	52	0	39,000	41,000	職員旅費 図書館協議会委員費用弁償
10 消耗品費 及び修繕料	10	10	0	0	0	
11 役務費	2,173	2,173	0	2,165,196	2,175,196	システム保守料・郵便料
12 委託料	123,397	119,000	4,397	119,000,000	119,000,000	市民図書館指定管理業務
13 使用料 及び賃借料	2,831	2,653	178	2,653,101	2,667,841	会場使用料 システム使用料
17 備品購入費	0	0	0	0	1,202,081	書架購入
18 負担金、補 助及び交付金	220	220	0	220,000	220,000	子ども文庫・読書サークル連絡会 補助金、サビ工図書館等

	令和6年度 当初予算額 (千円)	令和5年度 当初予算額 (千円)	比較増減 (千円)	令和5年度 決算額 (円)	令和4年度 決算額 (円)	令和5年度決算説明
歳入総額	143	161	△ 18	147,049	142,979	図書館資料弁償等
使用料 及び手数料	133	161	△ 28	138,150	142,979	職員駐車場使用料

I 図書館の概要

8. ボランティア活動

春日市子ども文庫・読書サークル連絡会

昭和49年に連絡協議会準備委員会が発足、昭和50年、市内3つの読書会が集まり「春日市母と子の読書会連絡協議会」が設立されました。最盛時には10団体300名近くの会員を有し、読書や野外活動を通して子どもの健全育成や読書普及活動に努めました。

その後、昭和59年に「春日市親と子の読書会連絡協議会」と名称が変わり、活動は継続されましたが、女性の社会参加や少子化現象により、読書団体も急激に減り、その対応が課題となりました。このような折、親と子の読書会を基礎として、これまでと違った発想で子ども文庫や読書サークル間の交流を深化させ、読書を中心とした親子のふれあいや地域の子どもの文化を向上させることを目的に、平成9年5月、14団体250名余りの会員を有する「春日市子ども文庫・読書サークル連絡会」が発足し活動を続けています。

<受賞歴>

平成18年4月 子どもの読書活動優秀実践団体受賞(文部科学省)

平成25年11月 春日市表彰 市民活動表彰受賞

平成30年10月 福岡県市民教育賞(地域社会教育賞)受賞

団体名および活動内容

名称	活動場所	活動時間と内容
育自サークル モモ	下白水南公民館	毎週木曜日 10:00~12:00 未就園児対象 絵本の時間、わらべ歌あそび、親子あそび
エルマー語りの会	エルマー書店2階	第3月曜日 定例会 春日市周辺の保育園・小学校などに読書ボランティアとしておはなしを届ける
エルマー読み聞かせ会	エルマー書店2階	第4土曜日 14:30~ 読み聞かせなど
おはなしかすが	サン・ビオ公民館	年に数回の語りの会 おはなしの勉強会
おはなしくらぶ☆てんじんちゃん	天神山小学校	朝の読み聞かせ(水曜日8:25~8:40、年間計画で一学年ごと)。終了後、集えるメンバーで絵本のタイトル紹介や練習
おはなしはらっぱ	春日市民図書館	第1火曜日 10:30~ 定例会(読み聞かせの実習など) 図書館主催の年齢別おはなし会(水曜日・土曜日) 年2回の季節のおはなし会等に出演
紙芝居文化の会	エルマー書店2階	年に数回の学習会 紙芝居の魅力を子どもたちに届ける 紙芝居の依頼があれば行なう
きりん文庫	サン・ビオ公民館	おはなしの勉強会 わらべうたとえほんの会 (0歳:第2金曜日10:30~)
くれよん	須玖南公民館	第3水曜日11:00~ 0・1・2歳のためのおはなし会
しゃぼんだま	光町児童センター	第4木曜日 10:00~ 定例会 児童センター4館、育児サークルなどでのおはなし会
ちゃいるどり~む	泉公民館	第3木曜日11:00~11:40 乳児から未就園児を対象に、手遊びなどを交えながら、絵本の読み聞かせなど
のはらクラブ	サン・ビオ公民館	第1・3木曜日 15:30~17:30 本の貸出、本選びの相談、読み聞かせ、伝承遊び

I 図書館の概要

令和5年度活動報告

- 4月 22日 (土) 子どもの読書週間記念事業 おはなし広場 (春) (図書館事業)
4月 29日 (土) 第27回総会
6月 14日 (水) 代表者会
7月 16日 (日) 講演会
おはなし会:『こがさんと絵本で遊びましょう♪』
講演会:『こがようこ～いま、絵本とおはなしを子どもたちに～』
講師:こがようこ氏
7月 22日 (土) 夜ばなしの会(図書館事業)
10月 31日 (火) 視察 白秋記念館見学&柳川散策
11月 4日 (土) 読書週間記念事業 おはなし広場(秋)(図書館事業)
11月 8日 (水) 代表者会
11月 19日 (日) ブックバトン
12月 15日 (金) 講演会『そうだったのか!子どもの本と著作権』
講師:橋口英二郎氏(童心社取締役編集長)
2月 14日 (水) 代表者会

《定例活動-図書館との共同事業-》

図書館おはなし会(0歳、1歳、3歳、としょかん秘密クラブ)

スペシャルおはなし会(夏休み、クリスマス)

きせつのおはなし会(雨、秋)

《参加協力事業》

マタニティークラスへの絵本紹介 計 12回

読み聞かせ講座(初級、学校コース、スキルアップ) 計 7回

- 5月 5日 (金) あすばるライブラリー 家庭の日 おはなし会
11月 19日 (日) あすばるライブラリー 家庭の日 おはなし会
9月 12日 (火) 第18回春日市小学校ボランティア交流会
講演会第1部 講師:是石 尚子氏
講演会第2部 講師:東 和男氏
12月 2日 (土) 夜の図書館
12月 15日 (金) 福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会
福岡南地区講演会 講師:橋口英二郎氏(童心社取締役編集長)

9. 蔵書構成(令和6年4月1日現在)

(1) 蔵書構成一覽表

(冊)

	一般書	児童書	YA(※1)	郷土・奴国	その他	小計
総記	8,534	640	153	672	—	9,999
哲学・宗教	9,829	416	130	118	—	10,493
歴史・地理	23,153	2,102	144	3,965	—	29,364
社会科学	37,379	2,431	591	4,162	—	44,563
自然科学	16,972	3,779	298	168	—	21,217
技術	21,492	1,477	100	372	—	23,441
産業	8,955	887	61	175	—	10,078
芸術	27,999	2,180	250	679	—	31,108
言語	4,385	615	118	50	—	5,168
文学	90,945	19,337	8,161	625	—	119,068
絵本	—	21,996	14	—	—	22,010
紙芝居	—	1,255	—	—	—	1,255
その他	14	203	—	232	9,752	10,201
合計	249,657	57,318	10,020	11,218	9,752	337,965

※1 YA:ヤングアダルト(青少年)資料

AV(視聴覚)資料 (点)

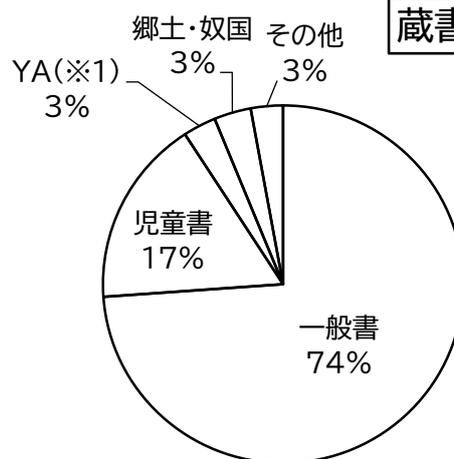
カセットブック	357
CD	8,288
朗読CD	329
カセット	5
LD	1,057
ビデオ	2,381
DVD	1,017
合計	13,434

蔵書増減 (点)

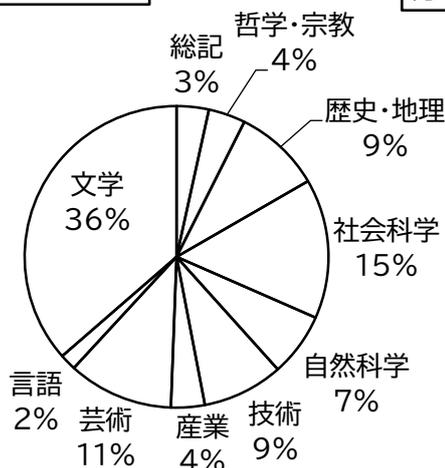
増加計	除籍
12,411	10,961

蔵書冊数 351,399

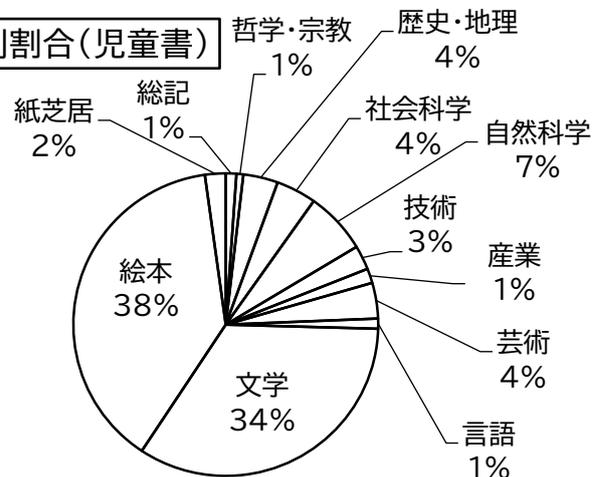
蔵書構成割合



分類別割合(一般書)



分類別割合(児童書)



10. 雑誌・新聞リスト

【 雑誌 】

	タイトル		タイトル		タイトル
1	I. B(アイビー)	38	CLASSY.	75	ジュニアエラ
2	AERA	39	Clara	76	ジュリスト
3	AEARAwithkids	40	CREA	77	将棋世界
4	明日の友	41	クロワッサン	78	小説現代
5	アニメージュ	42	群像	79	小説新潮
6	an・an	43	芸術新潮	80	消費と生活
7	囲碁講座	44	毛糸だま	81	ショパン
8	一枚の繪	45	現代の図書館	82	新建築
9	田舎暮らしの本	46	剣道時代	83	新潮
10	English Express	47	航空ファン	84	スイミングマガジン
11	うかたま	48	考古学	85	SCREEN
12	歌の手帖	49	COTTON TIME	86	素敵なあの人
13	美しいキモノ	50	kodomoe	87	すてきにハンドメイド
14	Ace建築業界	51	こどもとしょかん	88	STORY
15	栄養と料理	52	こどものとも	89	スマッシュ
16	ESSE★	53	こどものとも0・1・2	90	住む。
17	LDK	54	こどものとも年少版	91	相撲
18	園芸ガイド	55	こどものとも年中向き	92	正論
19	おそいはやいひくいたかい	56	この本読んで！	93	世界
20	男の隠れ家★	57	GOLF DIGEST	94	選択
21	オートバイ	58	財界九州	95	壮快
22	おはなしチャイルド	59	サッカーマガジン	96	宇宙(そら)のとびら
23	月刊おりがみ	60	サライ	97	ソワニエ+(プラス)
24	オール讀物	61	サンキュ！	98	TIME
25	オレンジページ	62	サンデー毎日	99	Diamond ZAi★
26	音楽の友	63	JR時刻表	100	たくさんのふしぎ
27	CAR and DRIVER	64	シティ情報Fukuoka	101	Tarzan
28	会社四季報	65	社会教育	102	卓球王国
29	かがくのとも	66	Jaz.in	103	旅の手帖
30	家庭画報	67	じゃらん九州発	104	ダ・ヴィンチ
31	からだにいいこと	68	週刊エコノミスト	105	初めてのたまごクラブ
32	季刊 邪馬台国	69	週刊新潮	106	中期のたまごクラブ
33	キネマ旬報	70	週刊ダイヤモンド	107	後期のたまごクラブ
34	きょうの健康	71	週刊東洋経済	108	短歌
35	きょうの料理	72	週刊文春		
36	きょうの料理ビギナーズ	73	週刊ベースボール		
37	暮らしの手帖	74	趣味の園芸		

★ 雑誌スポンサー提供雑誌
(令和6年4月1日現在)

【 新聞 】

	タイトル		タイトル		タイトル
109	dancyu(ダンチュウ)	148	後期のひよこクラブ	1	西日本新聞
110	地域づくり	149	フィガロジャポン	2	朝日新聞
111	ちいさなかがくのとも	150	ふくおか経済	3	毎日新聞
112	チャイルドブックアップル	151	婦人公論	4	読売新聞
113	中央公論	152	婦人之友	5	産経新聞
114	デジタルカメラマガジン	153	月刊武道	6	日本経済新聞
115	鉄道ファン	154	PriPri	7	日刊工業新聞
116	天文ガイド	155	BRUTUS	8	日経流通新聞
117	ドゥーパ!	156	PRESIDENT	9	日刊スポーツ九州版
118	図書館雑誌	157	プレジデントfamily	10	The Japan News
119	図書館の学校	158	文學界	11	The New York Times International Weekly
120	TRANSIT	159	文藝	12	自由民主
121	ナショナルジオグラフィック日本版	160	文藝春秋	13	公明新聞
122	Number	161	VERY	14	赤旗
123	西日本文化	162	pen(ペン)	15	緑でいこう
124	日経WOMAN	163	まちむら	16	よみうりこどもしんぶん
125	日経TRENDY	164	MacFan(マックファン)	17	読売中高生新聞
126	日経パソコン	165	Mart(マート)	18	週刊つりニュース
127	日経PC21★	166	MAMOR(まもる)	19	福島民報
128	日経ビジネス	167	丸	20	福島民友
129	日経ヘルス	168	ミステリマガジン		
130	日経マネー	169	MEN'S EX		
131	Newsweek日本版	170	MEN'S NON-NO		
132	Newsがわかる	171	MORE(モア)		
133	Newton	172	MOE		
134	non・no(ノンノ)	173	もこちゃんチャイルド		
135	俳句	174	モダンリビング		
136	BiCYCLE CLUB	175	MONOQLO		
137	ハウジングトリビューン	176	やさいの時間		
138	月刊はかた	177	山と溪谷		
139	母の友	178	ラグビーマガジン		
140	ハルメク	179	ランナーズ★		
141	バンドジャーナル	180	ランドネ		
142	月刊ピアノ	181	LEE(リー)		
143	PHP★	182	歴史街道		
144	美的	183	レディブティック		
145	BE-PAL	184	rockin'on		
146	初めてのひよこクラブ	185	ROCKIN' ON JAPAN		
147	中期のひよこクラブ	186	私のカントリー		

★ 雑誌スポンサー提供雑誌
(令和6年4月1日現在)

1. 令和5年度のトピックス

多くの方が使いやすい図書館を目指して、新たな取り組みを行いました。



①WEBレファレンス

誰もが図書館サービスを受けられる環境整備の実現を目指し、令和4年度からwebでのレファレンス受付開始に向けて着手。令和6年1月からサービスを開始しました。今後は盛んに利用いただけるよう、更なるサービスの周知を行っていきます。

②DLマガジン(雑誌読み放題サービス)開始

令和5年4月より「春日市電子図書館」に新しいサービス「DLマガジン(雑誌読み放題サービス)」を追加しました。令和6年5月現在約200タイトルの雑誌が閲覧でき、図書館で購入していないものやバックナンバーの閲覧も可能です。

③ホンシェルジュ(本の選書サービス)実施

利用者の読書の好みなどを聞き取り、個別に選書した本5冊を提供する本の選書サービス「ホンシェルジュ」を実施しました。22名の方に申込をいただき「普段読まないジャンルの本に出会えた!」「司書さんに選んでもらえて嬉しい」というお声をいただきました。

④外部連携

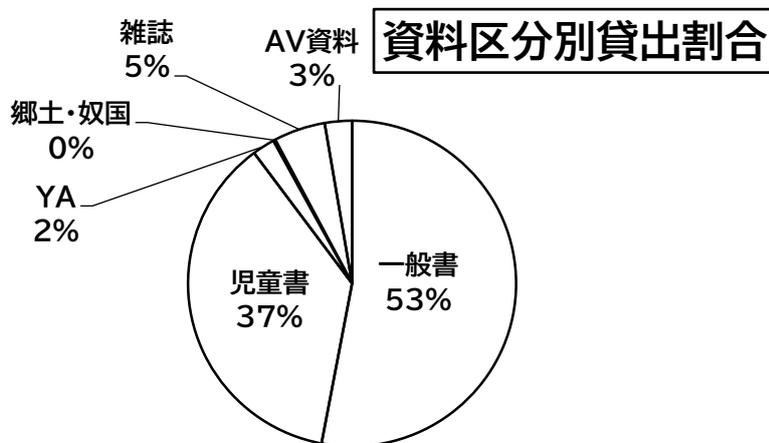
令和5年度は、福岡女学院中学校・高等学校、(公社)応用物理学会、奴国の丘歴史資料館、徳洲会病院、ふれあい文化センターなどと連携し事業を行いました。初の試みとして、気象予報士をお招きしての講座や、夜の図書館「図書館de音楽会」の演奏者一般公募を行いました。今後も外部連携に力を入れていきます。

2. 利用状況(令和5年度)

(1) 資料区分別貸出状況

	一般書	児童書	YA	郷土・奴国	雑誌	AV資料	計
個人貸出冊数(冊)	452,133	314,283	18,992	1,730	43,351	22,856	853,345
蔵書数(冊)	249,657	57,318	10,020	11,218	9,752	13,434	351,399
回転率(回)	1.81	5.48	1.90	0.15	4.45	1.70	2.43

※回転率(回) = 貸出冊数 / 蔵書数

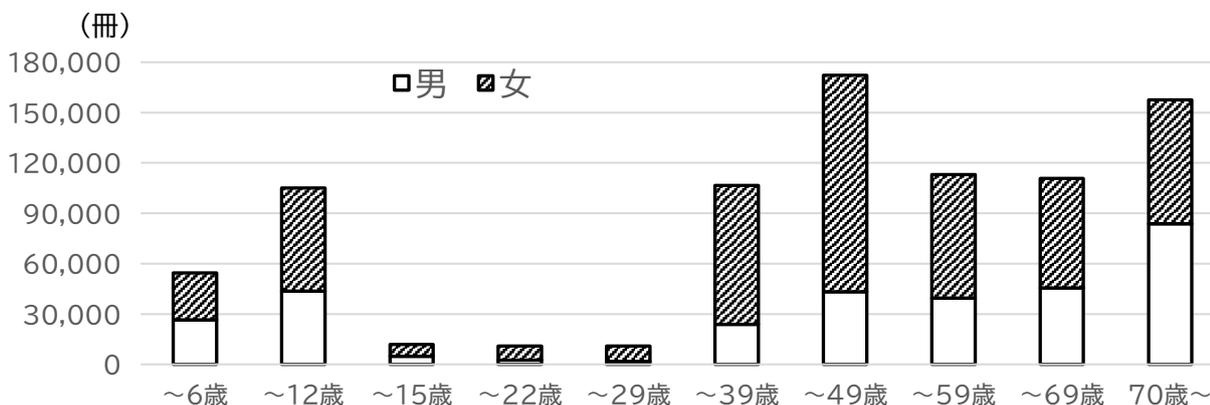


(2) 年齢別貸出状況

(冊)

	~6歳	~12歳	~15歳	~22歳	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	合計
男	26,578	43,528	4,755	2,565	1,793	23,897	43,295	39,463	45,604	83,721	315,199
女	27,940	61,563	7,024	8,323	9,153	82,718	128,814	73,551	65,140	73,920	538,146
計	54,518	105,091	11,779	10,888	10,946	106,615	172,109	113,014	110,744	157,641	853,345
比率	5.3%	12.3%	1.4%	1.3%	1.3%	12.5%	20.2%	13.2%	13.0%	18.5%	100%

(個人貸出)



Ⅱ 統計・事業報告

(3) 月別利用状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数(人)	16,110	15,184	15,152	16,790	16,061	16,184	15,696	14,639	13,858	14,419	14,706	16,448	185,247
1日平均(人)	644	607	606	646	618	852	604	586	603	627	639	658	622
貸出冊数(冊)	73,749	69,272	68,660	78,470	74,006	73,367	69,701	66,379	68,636	66,673	69,420	75,012	853,345
1日平均(冊)	2,950	2,771	2,746	3,018	2,846	3,861	2,681	2,655	2,984	2,899	3,018	3,000	2,864
1人平均(冊)	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5
開館日数(日)	25	25	25	26	26	26	26	25	23	23	23	25	298

(貸出冊数には、団体等貸出を含まない。)

(4) 小学校区別利用状況

小学校区	校区人口	登録者数		貸出冊数
		人数	登録率	冊数
春日小	10,020	3,271	32.6%	53,550
春日東小	12,579	5,127	40.8%	96,181
春日北小	10,028	2,599	25.9%	40,289
春日原小	7,873	1,591	20.2%	23,363
春日西小	11,771	3,569	30.3%	59,886
須玖小	8,306	2,435	29.3%	39,936
春日南小	14,647	5,060	34.5%	91,649
大谷小	6,638	2,980	44.9%	55,467
天神山小	9,278	2,649	28.6%	46,661
春日野小	8,603	2,929	34.0%	48,320
日の出小	5,295	1,635	30.9%	27,016
白水小	6,802	1,969	28.9%	33,428
合計	111,840	35,814	32.0%	615,746

(5) 広域利用統計

自治体名	新規登録者数		貸出冊数		貸出者数		
	人数	割合	冊数	割合	人数	割合	
春日市	1,688	58.5%	615,746	72.2%	137,901	74.4%	
福岡都市圏の 当館での 利用者の 在住者の 状況	福岡市	508	17.6%	116,379	13.6%	22,788	12.3%
	那珂川市	401	13.9%	64,133	7.5%	11,547	6.2%
	大野城市	175	6.1%	46,249	5.4%	10,560	5.7%
	太宰府市	48	1.7%	5,331	0.6%	1,227	0.7%
	筑紫野市	44	1.5%	3,231	0.4%	695	0.4%
	宇美町	4	0.1%	540	0.1%	116	0.1%
	篠栗町	4	0.1%	23	0.0%	3	0.0%
	粕屋町	3	0.1%	239	0.0%	77	0.0%
	糸島市	2	0.1%	185	0.0%	104	0.1%
	志免町	2	0.1%	639	0.1%	86	0.0%
	須恵町	1	0.0%	20	0.0%	4	0.0%
	古賀市	1	0.0%	7	0.0%	3	0.0%
	福津市	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	新宮町	0	0.0%	30	0.0%	7	0.0%
久山町	0	0.0%	5	0.0%	4	0.0%	
宗像市	0	0.0%	105	0.0%	10	0.0%	
福岡都市圏外	4	0.1%	482	0.1%	114	0.1%	
合計	2,886	100.0%	853,345	100.0%	185,247	100.0%	

(6)移動図書館ステーション別・年齢別貸出状況

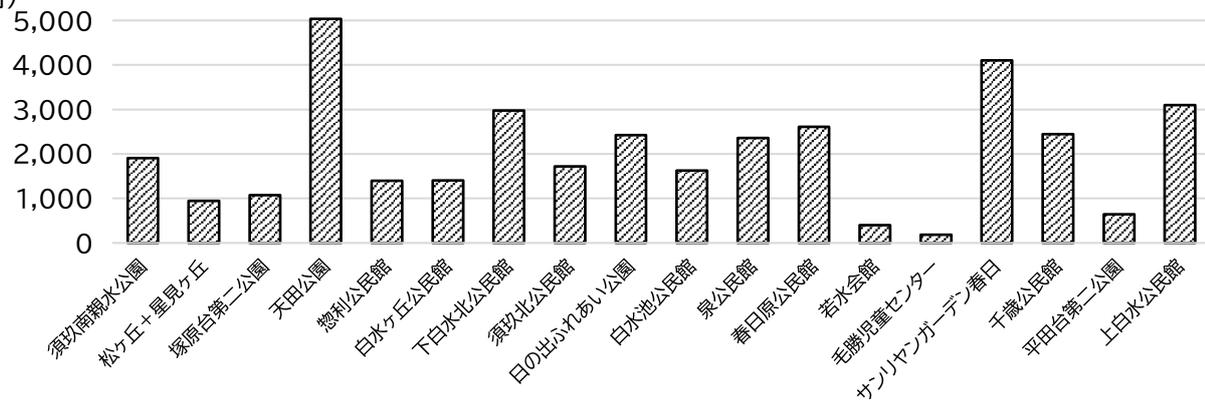
(冊)

ステーション名		貸出冊数(年齢別)									合計	
		～6歳	～12歳	～15歳	～22歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳		70歳～
火曜日	須玖南親水公園	47	9	0	1	132	348	100	203	90	977	1,907
	松ヶ丘(隔週)	0	7	11	0	1	52	111	52	206	144	584
	星見ヶ丘(隔週)	31	33	6	0	0	35	100	15	68	72	360
	塚原台第二公園	7	116	10	4	4	29	176	77	191	462	1,076
	天田公園	350	1,194	6	9	0	404	1,155	227	143	1,547	5,035
	小計	435	1,359	33	14	137	868	1,642	574	698	3,202	8,962
水曜日	惣利公民館	33	58	0	0	11	153	292	73	399	382	1,401
	白水ヶ丘公民館	74	0	0	0	0	605	352	50	15	306	1,402
	下白水北公民館	177	166	8	0	10	248	707	79	476	1,107	2,978
	須玖北公民館	230	22	0	0	0	209	509	28	6	719	1,723
	日の出ふれあい公園	213	219	0	42	0	509	213	311	156	762	2,425
	小計	727	465	8	42	21	1,724	2,073	541	1,052	3,276	9,929
木曜日	白水池公民館	0	108	0	0	5	604	30	8	10	862	1,627
	泉公民館	195	64	1	0	0	15	255	212	585	1,034	2,361
	春日原公民館	447	373	0	0	0	526	727	42	142	352	2,609
	若水会館	122	32	0	3	0	41	44	12	125	22	401
	毛勝児童センター	34	20	0	0	16	17	42	5	30	24	188
	小計	798	597	1	3	21	1,203	1,098	279	892	2,294	7,186
金曜日	サンリヤンガーデン春日	326	312	33	2	22	738	1,276	718	190	487	4,104
	千歳公民館	84	199	0	0	0	260	95	165	617	1,028	2,448
	平田台第二公園	161	52	0	0	0	79	153	57	11	129	642
	上白水公民館	597	219	3	2	30	627	270	404	145	804	3,101
	小計	1,168	782	36	4	52	1,704	1,794	1,344	963	2,448	10,295
スポット運行	1	16	0	0	11	42	13	20	13	10	126	
合計	3,129	3,219	78	63	242	5,541	6,620	2,758	3,618	11,230	36,498	
比率	8.6%	8.8%	0.2%	0.2%	0.7%	15.2%	18.1%	7.6%	9.9%	30.8%	100%	

※毛勝児童センターは令和5年6月15日で運行終了

移動図書館ステーション別貸出状況

(冊)



(人)

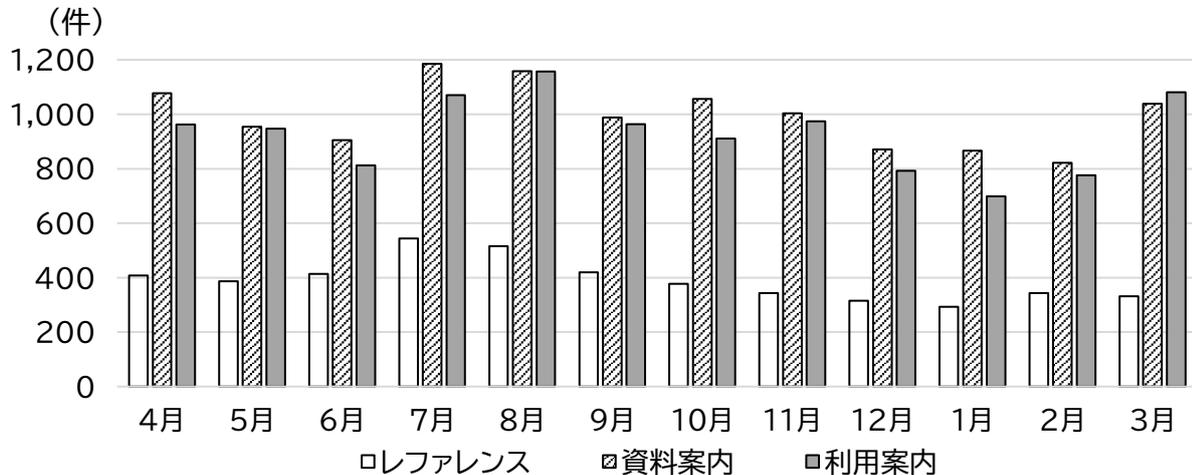
貸出人数	男性	女性	合計
	1,685	6,547	8,232
	20.5%	79.5%	100%

Ⅱ 統計・事業報告

(7)しらべもの(レファレンス)統計

(件)

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
レファレンス	408	387	414	544	516	420	377	344	315	293	343	332	4,693
資料案内	1,077	954	905	1,186	1,159	989	1,056	1,004	871	867	822	1,039	11,929
利用案内	963	947	813	1,071	1,157	964	911	974	792	699	776	1,081	11,148
月別合計	2,448	2,288	2,132	2,801	2,832	2,373	2,344	2,322	1,978	1,859	1,941	2,452	27,770



(8)予約・リクエストサービス

(件)

	窓口予約	ウェブ予約 (PC)	ウェブ予約 (スマホ・携帯)	館内予約 (検索機)	合計
図書・雑誌	9,182	40,667	20,830	9,567	80,246
AV資料	74	317	83	82	556
合計	9,256	40,984	20,913	9,649	80,802

図書・雑誌:10冊まで AV資料:1点

(9)相互貸借

(冊)

(冊)

図書館	借受冊数	貸出冊数
大野城市	249	268
筑紫野市	244	181
太宰府市	115	94
福岡市	123	31
糸島市	63	49
宗像市	31	76
福津市	30	25
粕屋町	25	13
古賀市	19	27
志免町	15	13
篠栗町	13	17
新宮町	13	1
久山町	11	3
宇美町	10	11
須恵町	8	5
那珂川市	0	0
福岡都市圏計	969	814

図書館	借受冊数	貸出冊数
福岡県立図書館	442	58
北九州市	82	80
久留米市	78	48
柳川市	57	15
飯塚市	51	13
宮若市	49	14
行橋市	45	18
大牟田市	41	42
苅田町	28	2
嘉麻市	27	12
直方市	27	13
小郡市	22	27
岡垣町	19	45
その他(県内)	363	447
その他(県外)	46	46
福岡都市圏外計	1,377	880
相互貸借合計	2,346	1,694

(10)電子図書館サービス

登録者数(令和5年度) 2,584 名

分類別タイトル数(令和6年4月1日現在)

分類	0:総記	1:哲学	2:歴史	3:社会	4:自然	5:技術	6:産業	7:芸術	8:言語	9:文学	児童	その他	合計
タイトル数	34	52	60	142	142	160	70	116	66	792	644	37	2,315
構成比率	1.5%	2.2%	2.6%	6.1%	6.1%	6.9%	3.0%	5.0%	2.9%	34.2%	27.8%	1.6%	100%

分類別貸出数

分類	0:総記	1:哲学	2:歴史	3:社会	4:自然	5:技術	6:産業	7:芸術	8:言語	9:文学	児童	その他	合計
貸出数	275	325	165	303	202	454	97	165	162	989	718	34	3,889
構成比率	7.1%	8.4%	4.2%	7.8%	5.2%	11.7%	2.5%	4.2%	4.2%	25.4%	18.5%	0.9%	100%

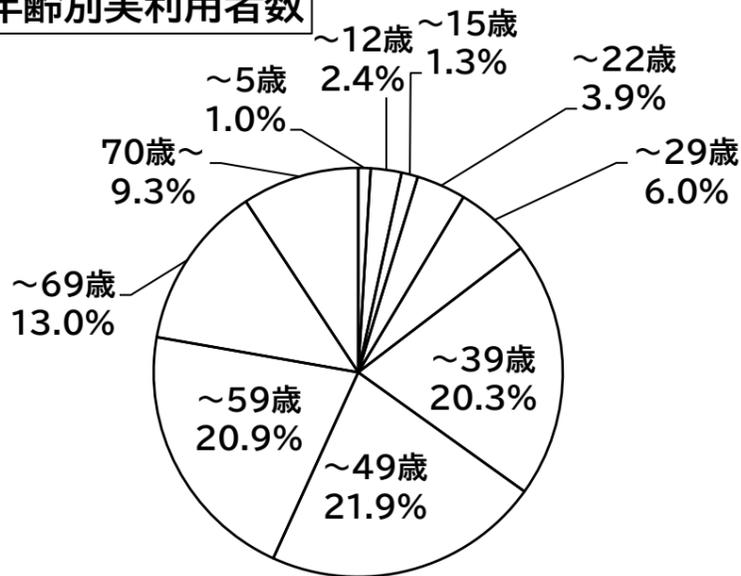
年齢別実利用者数

年齢	~5歳	~12歳	~15歳	~22歳	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	合計
貸出者数	6	15	8	24	37	125	135	129	80	57	616
構成比率	1.0%	2.4%	1.3%	3.9%	6.0%	20.3%	21.9%	20.9%	13.0%	9.3%	100%

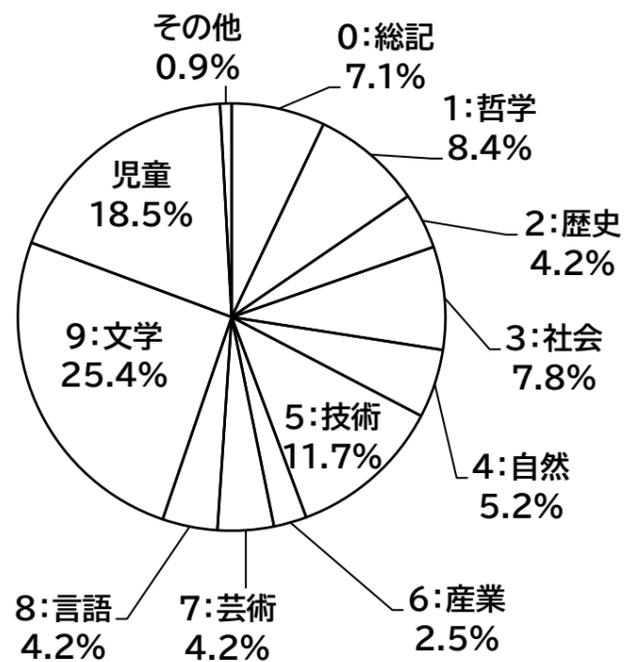
貸出時の使用機器の割合

Android	44.2%
iOS	30.6%
Windows	15.4%
Mac	9.7%
その他	0.0%

年齢別実利用者数



分類別貸出数



(11)郵送貸出サービス

新規登録者	0名
貸出冊数	0冊
貸出人数	0名

Ⅱ 統計・事業報告

(12)利用状況の推移

区分 年度	人口 (人) ※注1	来館者数 (人)	登録者数 (人) ※注2	登録者 (春日市民)		実利用者数 (人) ※注4	総貸出冊数 (冊)	貸出者数 (人)
				人数(人)	登録率(%) ※注3			
平成7年度			37,614				938,622	238,613
平成8年度			42,854				931,211	226,689
平成9年度			42,172				944,002	229,812
平成10年度			51,763				995,316	246,762
平成11年度			47,439				1,013,204	244,104
平成12年度			49,874				1,015,581	227,289
平成13年度			54,593				1,086,418	243,696
平成14年度			58,943				1,178,131	259,463
平成15年度			62,883				1,204,940	262,734
平成16年度			65,633				1,182,016	252,562
平成17年度			69,384				1,126,261	245,459
平成18年度	109,097	754,164	73,972	60,320	55		1,174,535	247,937
平成19年度	109,001	723,269	76,163	61,474	56		1,161,855	235,387
平成20年度	108,755	681,433	76,238	-	-		1,105,887	215,982
平成21年度	108,909	634,607	49,789	36,261	33	19,706	993,700	213,511
平成22年度	109,198	634,014	46,179	33,636	31	18,409	961,628	212,446
平成23年度	109,726	608,122	49,255	35,475	32	17,982	935,855	195,056
平成24年度	110,598	605,577	52,114	37,266	34	17,541	909,490	189,150
平成25年度	111,133	576,356	46,995	34,199	31	16,823	864,055	178,514
平成26年度	111,762	535,772	48,945	36,543	33	21,830	799,068	160,614
平成27年度	112,259	448,437	46,014	31,816	28	15,039	794,470	166,982
平成28年度	112,228	544,498	46,859	31,803	28	15,166	820,276	172,787
平成29年度	113,042	530,236	47,879	31,988	28	14,645	806,447	173,205
平成30年度	113,157	574,828	47,875	31,153	28	14,646	818,063	181,591
令和元年度 (平成31年度)	113,267	526,403	51,021	33,472	29	13,509	727,524	161,759
令和2年度	113,230	263,025	47,143	29,071	26	10,668	610,648	115,744
令和3年度	112,737	364,007	50,454	31,471	28	12,344	735,439	157,243
令和4年度	112,478	412,549	53,924	33,520	30	12,324	747,920	159,916
令和5年度	111,840	502,983	57,500	35,814	32	12,435	853,345	185,247

(注1)人口:当年度の3月31日現在の人口

(注2)登録者数:平成21年度以降は、長期未利用者を除籍し、登録者数から除外している。

Ⅱ 統計・事業報告

区分 年度	貸出者数内訳(人)		利用回数 (件)	資料相談 件数 (件)	蔵書数 (冊)	資料費 予算 (千円)	備考
	本館	移動 図書館					
平成7年度	230,373	8,240			174,906	59,360	市民図書館開館
平成8年度	218,826	7,863			211,953	98,460	
平成9年度	223,342	6,470			235,570	50,000	
平成10年度	241,071	5,691			249,015	50,000	
平成11年度	236,775	7,329			262,977	50,000	
平成12年度	218,304	8,985			272,534	50,000	
平成13年度	233,564	10,130			286,514	55,000	福岡都市圏広域利用開始
平成14年度	247,561	11,902			303,427	50,000	
平成15年度	250,967	11,767			306,921	40,000	
平成16年度	242,393	10,169	42,720		304,829	35,000	
平成17年度	235,327	10,132	40,437	3,446	314,761	35,000	貸出冊数制限開始
平成18年度	237,362	10,575	43,219	3,222	321,838	30,000	(無制限⇒ひとり10冊)
平成19年度	222,696	12,691	49,820	3,161	326,505	12,000	
平成20年度	204,580	11,402	47,769	7,325	327,509	12,000	
平成21年度	192,658	20,853	35,388	7,297	328,834	15,000	
平成22年度	193,430	19,016	51,019	9,073	323,890	16,300	
平成23年度	185,112	9,944	49,188	11,600	317,389	16,300	図書館改修
平成24年度	179,002	10,148	50,808	25,015	320,740	16,300	(しらべものカウンター移設等)
平成25年度	169,245	9,269	48,161	25,878	326,915	16,330	
平成26年度	152,897	7,717	40,678	28,217	331,233	16,330	
平成27年度	158,549	8,433	49,675	31,402	335,315	16,330	駐車場改修(図書館入口一部封鎖)
平成28年度	163,821	8,966	52,818	29,396	339,247	16,330	
平成29年度	164,040	9,165	55,692	28,546	340,176	16,330	
平成30年度	172,722	8,869	65,012	23,810	344,531	20,000	開館時間延長
令和元年度 (平成31年度)	154,182	7,577	61,007	20,428	338,125	20,150	2月29日から3月31日臨時休館
令和2年度	115,744	7,253	57,568	8,539	343,185	20,350	4月1日から5月24日臨時休館
令和3年度	149,155	8,088	72,740	16,506	346,934	21,000	8月10日から9月13日臨時休館
令和4年度	151,345	8,571	71,009	20,344	349,949	21,000	9月1日から9月30日防火設備改修工事のため休館
令和5年度	177,015	8,232	80,802	27,770	351,399	21,000	

(注3)登録率:人口に対する市民の図書館登録率

(注4)実利用者数:1年間に1回以上貸出をした市民の実人数

(13) 団体貸出

地域の読書活動推進のため、地域文庫やボランティアグループに対し図書館資料の貸出を行いました。

① 団体貸出

貸出団体数	52団体
貸出冊数	3,876冊

② 団体貸出(パネルシアター等及び備品)

- ・パネルシアター等に含まれるもの
パネルシアター、エプロンシアター、テーブルシアター、布絵本、手袋人形、超大型絵本、超大型紙芝居
- ・備品
紙芝居舞台、超大型絵本用卓上イーゼル、拍子木、パネル台、ブラックライト

登録団体数	92団体
-------	------

(14) 学校サービス

・学校連絡便

春日市民図書館と学校図書館とが連携して、児童・生徒等の学習活動、読書活動を支援する目的で平成14年度から2小学校(春日原小、日の出小)へ配本サービスを開始しました。平成15年度からは小学校6校に、平成17年9月からは全小学校を対象を拡大。平成20年度10月に全中学校へのサービスを開始し、市内全小学校の児童・生徒・教職員の予約や授業支援用の図書の貸出・返却に対応しています。

貸出の方法・・・図書館職員による配送・来館

貸出期間・・・4週間

※授業支援用図書の貸出は、1テーマにつき15冊

・学校団体貸出

春日市内の学校図書室に対し貸出を行い、不足資料の補完を行っています。

貸出の方法・・・来館

貸出対象資料・・・書庫・しょこの資料・超大型絵本やパネルシアター等

貸出冊数及び期間・・・書庫・しょこの資料:100冊、30日

超大型絵本やパネルシアター等:3点、8日間

令和5年度 学校別利用統計

小学校

(冊)

	春日	春日北	春日東	春日原	春日西	須玖	春日南	大谷	天神山	春日野	日の出	白水	合計
セット貸出	0	0	1	0	0	0	0	3	0	2	0	0	6
授業用 個人向け貸出	37	305	30	30	150	148	9	85	16	695	13	43	1,561
合計	37	305	31	30	150	148	9	88	16	697	13	43	1,567

中学校

(冊)

	春日	春日東	春日西	春日南	春日野	春日北	合計
セット貸出	0	0	0	0	0	0	0
授業用 個人向け貸出	33	1	7	6	10	28	85
合計	33	1	7	6	10	28	85

(15)他施設との連携

地域の抱える課題解決への支援を目的として、事業連携・情報発信・参考調査と図書貸出の3つの柱で市内外の他施設との連携を行っています。

【事業連携】

「健康講座」では健康課や地域の医療機関と連携して、市民に医療情報を提供しています。令和5年度は徳洲会病院の医師や看護師、栄養士理学療法士、薬剤師が登壇し「あなたのハートは大丈夫？心臓の病気のお話」と題し、心臓病についての講演を実施しました。

「郷土講座」では奴国の丘歴史資料館と連携して、郷土の歴史と資料を市民に提供しています。令和5年度は「奴国の王都 須玖遺跡群を歩こう」をテーマに屋外で講座を開催しました。実際に現地を見学しながら、文化財課の森井千賀子氏に解説していただきました。参加者からの質問を飛び交い、とても好評でした。

昨年度好評だった「図書館で科学を学ぼう！体験しよう！シリーズ」を令和5年度も実施しました。公益社団法人応用物理学主催、福岡大学教授を講師に「リフレッシュ理科教室」を、福岡女学院中学校・高等学校協力のもと「理科読」を開催しました。

【情報発信】

行政と連携し、人権・環境・男女共同参画など様々なテーマについての特集展示を行っています。

【参考調査と図書貸出】

行政からの依頼により、図書・雑誌・新聞・データベースでの調査や他図書館などへの照会を行い、ブックリスト作成、図書の貸出などを行っています。

(16)図書館サービス指数

	春日市	計算式		*注2	
		県平均	全国平均		
登録率 (市内登録者)	32.02%	市内登録者数	35,814 人	32.8%	45.0%
		人口	111,840 人		
市内登録者1人 あたり貸出冊数	17.30冊	貸出冊数(市内個人)	619,582 冊	12.31冊	11.16冊
		市内登録者数	35,814 人		
蔵書回転率	2.43回	貸出冊数(個人)	853,345 冊	1.40回	1.35回
		蔵書冊数	351,399 冊		
市民1人あたり 蔵書冊数	3.14冊	蔵書冊数	351,399 冊	2.89冊	3.71冊
		人口	111,840 人		
市民1人あたり 資料(*注1)購入費	187.78円	資料購入費	21,001,554 円	192.0円	233.06円
		人口	111,840 人		
市民1人あたり 資料受入冊数	0.11冊	年間受入冊数	12,411 冊	0.08冊	0.12冊
		人口	111,840 人		

*注1 図書・AV・電子書籍

*注2 県・全国平均は「日本の図書館2023」から抜粋

人口(R6.3.31現在の春日市総人口)
111,840 人

3. 図書館主催事業(令和5年度)

	事業名	期日	参加人数	内容
子ども向け事業	おはなし会			年齢別の定例おはなし会
	ひよこのへや(0さい～)	第1・3水曜日	340 人	0さいからのおはなし会
	こりすのへや(1さい～)	第2・4水曜日	175 人	1さいからのおはなし会
	3さいからのおはなし会	第2・3・4土曜日	443 人	3さいからのおはなし会
	としょかん秘密クラブ	第1土曜日	113 人	小学生限定会員制クラブ(読み聞かせ・工作)
	ファーストブック事業 読み聞かせ体験	月2回	85 人	4か月～の赤ちゃんに絵本の読み聞かせと 絵本のプレゼント
	ファーストブック事業 絵本の配布	開館日	367 冊	4か月～の赤ちゃんに絵本のプレゼント (読み聞かせ体験に来られなかった方)
	おはなし広場 (春)	4月22日	83 人	年齢別のスペシャルおはなし会
	雨のきせつのおはなし会	6月10日	18 人	季節のおはなし会
	夜ばなしの会	7月22日	89 人	怖いおはなしを集めた夜のおはなし会
	夏休みおはなし会	8月19日	16 人	スペシャルおはなし会
	秋のきせつのおはなし会	10月14日	13 人	季節のおはなし会
	おはなし広場 (秋)	11月4日	161 人	年齢別のスペシャルおはなし会
	クリスマスおはなし会	12月23日	49 人	スペシャルおはなし会
	ふれ文探検隊～ホールのお宝を 探せ！～	4月9日	34 人	ふれあい文化センターと協働 ホールと図書館のバックヤードを巡る
	気象予報士が教える天気図と雲の 見方	6月4日	25 人	気象予報士と天気図の見方を学ぶ 雲を作る実験も実施 講師:井上和博氏
	子どもの読書週間スタンプラリー	4月28日- 5月24日	150 人	貸出1冊につきスタンプを1つ押し、スタンプ をためるとくじが引ける
	春日市民図書館スタンプラリー	7月18日- 9月1日	59 人	図書館で1個、移動図書館車たんぼぼ号で1 個スタンプを集めるとたんぼぼ号のパー パークラフトをプレゼント
	子どもの読書週間スタンプラリー	10月27日- 11月29日	365 人	貸出1冊につきスタンプを1つ押し、スタンプ をためるとくじが引ける
	調べる学習講座 (本を調べてビンゴにチャレン ジ！/はてなシートに挑戦！/調 べるを楽しもう)	4月28日- 5月24日	23 人	図書館の本を使って調べ、ビンゴに挑戦。調 べる学習に楽しく取り組む
		5月28日	6 人	百科事典ポプラディアを使い問題を解き、調 べる学習の仕方と楽しさを学ぶ講座
		6月24日	8 人	調べる学習のテーマ決め、調べ方、作品の作 り方をレクチャー
		6月25日	2 人	
	第5回春日市図書館を使った 調べる学習コンクール	9月1日から募集	152 人	152点の応募作品から5作品を表彰 全国コンクールに推薦し、佳作を受賞
	「第5回春日市図書館を使った調 べる学習コンクール」表彰状授与式	12月9日	5 人	「第5回春日市図書館を使った調べる学習コ ンクール」受賞者5名を表彰
	図書館で科学を学ぼう！体験し よう！シリーズ⑤「リフレッシュ理科 教室 春日会場」	7月16日	96 人	公益社団法人応用物理学会主催 テーマ:「変身するエネルギー」
	図書館で科学を学ぼう！体験し よう！シリーズ⑥「理科読かすが」	7月29日・ 7月30日	31 人	福岡女学院中学校・高等学校協力 読み聞かせと理科の実験工作を組み合わせた イベント テーマ:「音」

Ⅱ 統計・事業報告

	事業名	期日	参加人数	内容
講座等	読み聞かせ講座講演会	4月29日	48 人	テーマ:「絵本で色づく子どものこころ」 ～子どもの感性と生きる力を育てる読み聞かせ～ 講師:白根恵子氏(佐賀女子短期大学名誉教授)
	読み聞かせ講座(春)	6月1日	12 人	初心者向け読み聞かせ講座① 絵本の選び方、持ち方、わらべ歌
	読み聞かせ講座(春)	6月8日	10 人	初心者向け読み聞かせ講座② 読み聞かせの実践、講評
	読み聞かせ講座(春)	6月8日	14 人	スキルアップを目的とした講座 紙芝居の演じ方や魅力を学ぶ
	読み聞かせ講座(秋)	10月5日	10 人	「学校へ通う子どもたちへ向けた読み聞かせ基礎講座」読み聞かせの基本・持ち方・選び方
	読み聞かせ講座(秋)	10月5日	16 人	学校での読み聞かせのスキルアップを目的とした講座 プログラムの立て方を学ぶ
	読み聞かせ講座(秋)	10月12日	10 人	学校での読み聞かせ基礎講座(2回連続講座)の2回目 読み聞かせの実践、好評を行う
	読み聞かせ講座(秋)	10月12日	13 人	学校での読み聞かせのスキルアップを目的とした講座 導入の絵本の選び方を学ぶ
	令和5年度子ども読書活動推進講演会 「よしながこうたくさんおはなし&ライブペイント」	1月28日	118 人	絵本作家よしながこうたくさんによる、おはなし・読み聞かせとライブペイント(子どもたちと一緒に絵を描く)を実施 対象:児童、一般
	健康講座	9月2日	54 人	テーマ:「あなたのハートは大丈夫?心臓の病気のお話」講師:小椋裕司氏(医師)ほか看護師、栄養士、理学療法士、薬剤師が登壇 福岡徳洲会病院協力
	郷土講座	3月31日	19 人	テーマ:「奴国の王都 須玖遺跡群を歩こう」 文化財課と協働 現地を見学
	春日市電子図書館体験会	毎月11日 または10日	35 人	春日市電子図書館を実際に使いながら、本の探し方、借り方など基本的な操作説明をする講座
	出張講座「たんぼぼ号見学」	12月7日	102 人	移動図書館車たんぼぼ号の見学
	図書館サポーター フォローアップ研修	3月5日	2 人	図書館サポーター(簡易修理)のフォローアップ研修を実施 希望者に個別研修した
図書館サポーター講座	3月17日	11 人	令和6年度から活動する、配架・書架整理のサポーターを養成する講座 11名全員がサポーターとして登録	
あんどんづくりワークショップ	11月23日	5 人	「夜の図書館」で飾るあんどん作りのワークショップ	

Ⅱ 統計・事業報告

	事業名	期日	参加人数	内容
イベント的 事業	たんぽぽ号スポット運行 inいきいきフェスタ	10月22日	貸出体験17名 本配布457冊	通常の貸出等の他、貸出体験、ミニBOOKバ トンを実施
	(読書週間イベント) ホンシェルジュ	10月27日- 11月9日	22 人	利用者の読書の好みなどを聞き取り、個別 に選書した本を提供 申込期間:9月1日-9月30日 (日は受け渡し期間)
	BOOKバトン (教育機関・団体向け)	11月15日- 11月17日	39 団体	市の教育機関、団体貸出登録者に向けた本 のリサイクル事業
	BOOKバトンin環境フェア	11月19日	618 人	本のリサイクル事業BOOKバトンを環境フェア 内で実施。初めて春日市役所内で行う
	金曜の夜の読書会 「ガラスペンで綴る・なぞる銀河 鉄道の夜」	11月24日	2 人	ガラスペンを使ったワークショップ 「金曜の夜の読書会」特別版として実施
	BOOKバトン	10月27日- 12月13日	—	本のリサイクル事業
	夜の図書館	12月2日 12月3日	—	土曜日20時までの開館時間を利用して、一 日を通して館内各所でイベントを実施
	図書館deボードゲーム	12月3日	50 人	利用者同士の世代を超えた交流等を目的と し、ボードゲームを実施 「さくらの冒険」「スティッキー」ほか 子どもの居場所クローバー協力
	落語ライブ	12月2日	24 人	九州大学落語研究会協力 演目:「近日息子」「看板の一」「七段目」
	バックヤードツアー	12月2日・ 12月3日	24 人	館内バックヤード(事務室、書庫、たんぽぽ号 等)を案内。全3回
	夜のおはなし会～ストーリーテ リングを楽しもう～	12月2日	24 人	ボランティアによる語り (ストーリーテリング)のおはなし会
	図書館de音楽会	12月2日	50 人	公募で募集した演奏者(フルート)による音 楽会(公募は初の試み) 曲目:「アヴェ・マリア」「ラルゴ」「G線上のア リア」ほか
	「春日市電子図書館」体験会	12月3日	11 人	春日市電子図書館を実際に使いながら、本 の探し方、借り方など基本的な操作説明を 行う 株式会社図書館流通センター九州支社協力
	あなたのお気に入りの本に司 書がフィルムをかけます	12月3日	24 人	本にフィルムコートをしながらか手順や本が長 持ちする方法を解説
	トーンチャイム演奏会	12月3日	26 人	曲目:「ウィンターワンダーランド」「主よ、人 の望みの喜びよ」ほか ふれ文トーンチャイム合奏団協力
押し本	12月14日- 12月28日	136 セット	本の福袋(1テーマ3冊のセット)	

Ⅱ 統計・事業報告

	事業名	期日	参加人数	内容
イベント的 事業	バリアフリー映画会	1月21日	21 人	字幕や音声ガイドがついた映画の上映会 読書バリアフリー機器の紹介も実施 上映作品:「グーグーだって猫である」
	図書館deボードゲーム	3月24日	109 人	ボードゲームを通じて、利用者同士の交流を図る 「サラダマスター」「枯山水」ほか 対象:児童・一般 子どもの居場所クローバー協力
	ゴゴカラシネマ	偶数月 第3木曜日	111 人	名作映画の上映。全6回
	金曜の夜の読書会	毎月第2・4 金曜日	41 人	ゆったりと読書に集中できる時間と場所を提供する おすすめの本「きょうの本棚」、BGM、ウェルカムボードで利用者を迎える 全18回実施

	事業名	期日	参加人数	内容
その他	(展示ケース) 移動図書館車たんぽぽ号原画展	4月28日- 7月26日	—	移動図書館車のデザイナーから借り受けた原画等を展示 3期に分けて様々な展示を実施
	LLブック「仕事にいきます」 パネル展示	5月6日- 5月24日	—	「仕事にいきます」のパネル展示と、LLブック(知的障がいがある方や日本語が母語でない方にも分かりやすい本)の紹介を実施
	「旅の絵本」パネル展示	7月6日- 7月26日	—	安野光雅氏の人気シリーズ「旅の絵本」のパネル展示と、本の特集を実施
	(展示ケース) あんどん展示	7月28日- 10月25日	—	令和4年度の夜の図書館で飾ったあんどんと、令和5年のあんどんワークショップの参考作品を展示
	(展示ケース) 布絵本コスモスの会作品展 布の絵本&エプロンシアター展	3月31日- 4月26日 10月27日- 11月29日	—	読書週間に合わせて、ボランティアグループ布絵本コスモスの会の作品を展示 全2回
	(展示ケース) 夜の図書館軌跡展	11月29日- 12月28日	—	過去12回の「夜の図書館」の記録を展示
	(展示ケース) 絵本「キャンピングカーの旅」パ ネル展	1月5日- 1月24日	—	「キャンピングカーの旅」のパネル展示 絵本に登場する車のモデルになった写真や、キャンピングカーの内部を解説
	「AR防災」体験	2月11日- 2月12日	38 人	Googleをつけて、火災や地震をAR・VRで体験 防災意識を高める
	旧春日原米軍基地内教科書展	1月26日- 3月27日	—	米軍基地内の学校で使用していた教科書(図書館所蔵)を展示

Ⅱ 統計・事業報告

	事業名	期日	参加人数	内容
その他	春日市電子図書館		—	令和5年度新規登録者2,584人 貸出冊数3,889冊
	地域資料のデジタル化		—	令和5年度は春日市電子図書館でも「写真でたどるなつかしい春日」を見ることができるよう、公開した
	本の郵送貸出サービス		—	来館が困難な利用者への貸出サービス 令和5年度は新規登録者、貸出冊数なし
	パスファインダーの公開		—	「図書館で調べる春日市」 よく尋ねられるテーマについてパスファインダーを公開し、配布。ホームページに公開
	出張おはなし会	5月18日、 9月15日	24 人	ちくし台、白水ヶ丘公民館
	図書館見学	随時	422 人	大谷小学校、春日幼稚園、須玖小、天神山小、春日幼稚園、どろんこ保育園、全8回
	職場体験	6、7、2、3月	9 人	立花高校、那珂川北中 全4回
	特別整理期間		2月27日-3月1日	
	筑紫地区マナーアップキャンペーン		10月27日-11月29日	

4. 情報提供サービス(令和5年度)

特集展示(一般コーナー)

月	特集コーナー①	特集コーナー②	時事 ほか
4月	図書館について知ろう！ 春が、来た。	みどりの月間	朝ドラ(牧野富太郎)
5月	こだわりの旅 中華	かすが市民懇話会会員募集 <small>やさしく読めるLLブック「仕事にっています」展</small>	
6月	昭和レトロ 雨にまつわる話	食育月間 「社会を明るくする運動」推進大会 <small>小山純子氏 福岡市文学賞受賞受賞作品集2022展示</small>	ファンタジー小説 芥川賞・直木賞発表
7月	科学のふしぎにふれてみよう 今年の夏はどう過ごす？	同和問題啓発強調月間 パパ、絵本の時間です 幸せ祖父母の、新・孫育て術	世界水泳2023 森村誠一さん追悼 こころの健康づくり
8月	戦争の今昔 間取りと物件	電気安全使用月間 職場のハラスメント集中相談会	バスケットボール ワールドカップ <small>健康講座特集「あなたのハートは大丈夫？心臓の病気のお話」</small>
9月	日本文化の道 ずっと一緒にいようね	心身の健康を守ろう <small>乳幼児の親必見！未来に備えた教育費の貯蓄術 ひとり老後に備えたマネーセミナー</small>	ラグビーワールドカップ2023 スポーツ小説
10月	作家の素顔 変身	食品ロスについて考える <small>子どもを守るための幼児期からの性教育 子育て中の女性のための再就職応援セミナー</small>	星雲賞 ディスレクシア啓発月間
11月	うるわし きもの <small>筑紫地区図書館マナーアップキャンペーン</small>	子育てって大変 <small>人権映画上映会「こんな夜更けにバナナかよ～愛しき実話～」</small>	紫綬褒章受章 東野圭吾 俵万智 伊集院静さん追悼
12月	メリークリスマス& ハッピーニューイヤー 温活	人権について考える 手軽に読める 短編小説	三木卓さん追悼 芥川賞・直木賞
1月	社会に羽ばたく皆さんへ 2024年は、どんな年？	防災とボランティア週間	このミステリーがすごい！(海外編) いま編みたいもの
2月	新選組 色のイロイロ	全国生活習慣病予防月間 科学道100冊	本屋大賞ノミネート作品決定
3月	文庫でも単行本でもなく新書です 防災	まもろうよ こころ 春日市小中学校俳句大会	お仕事小説

Ⅱ 統計・事業報告

特集展示(児童コーナー)

月	児童 絵本	児童 その他	児童 時事ほか
4月	しょくぶつがでてくるえほん 動物が出てくるお話	昔の暮らしをのぞく めざせ！調べもの名人	
5月	おかあさんだ～いすき 恋愛がテーマのお話	めざせ！調べもの名人	
6月	ぽつぽつざあざあ雨のえほん 図書館がすき！	音とエネルギー	
7月 ・8月	わくわくなつやすみ！ 今年の夏は何を読む？	今年の夏休みの宿題、何にする？	「安野光雅の世界」旅の絵本パネル展 「戦争と平和」平和祈念展 絵を見る・絵を描く 読書感想文、まよったらココ！
9月	むかしばなしをよんでみよう おじいちゃん・おばあちゃんいつもありがとう	世界の言葉	
10月	ゾクゾク ゾクゾク おばけの本 ハロウィン	機械・工場・ロボット	追悼「西内ミナミ」
11月	おいしそうなえほん くすっと笑えるお話	芸術の秋 おうちde美術館	布の絵本展
12月	クリスマス たのしいふゆやすみ	手作りでクリスマスを楽しもう♪	追悼「三木卓」 追悼「甲斐信枝」
1月	きせつのえほん ふゆ たのしい！！ふゆの本	「もしも」に備えておこう	追悼「和歌山静子」 よしながこうたくさん
2月	ねこのえほん 2月の本どれ読もうかな？	かがく・りかのほん	
3月	春を探しに行こう 冒険に出発！	知りたい！お金のこと	

Ⅲ 条例・規則等

1. 春日市ふれあい文化センター設置条例

(平成 6 年 9 月 26 日条例第 15 号)
改正

平成 6 年 12 月 20 日条例第 25 号
平成 8 年 12 月 24 日条例第 21 号
平成 10 年 3 月 25 日条例第 7 号
平成 13 年 9 月 21 日条例第 22 号
平成 17 年 9 月 22 日条例第 14 号
平成 20 年 9 月 17 日条例第 38 号
平成 22 年 12 月 17 日条例第 31 号
平成 23 年 3 月 25 日条例第 11 号
平成 23 年 12 月 20 日条例第 35 号
平成 24 年 3 月 27 日条例第 6 号
平成 25 年 12 月 17 日条例第 40 号
平成 28 年 3 月 25 日条例第 15 号
平成 29 年 3 月 27 日条例第 6 号
平成 29 年 3 月 27 日条例第 7 号
平成 30 年 9 月 28 日条例第 26 号
令和 4 年 12 月 21 日条例第 19 号

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 市民の文化活動及び生涯学習の振興を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 及び図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、春日市ふれあい文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日市ふれあい文化センター

位置 春日市大谷 6 丁目 24 番地

(施設)

第 3 条 文化センターは、次に掲げる施設で構成する。

- (1) 文化・学習施設
- (2) 中央コミュニティ供用施設
- (3) 市民図書館

第 2 章 文化施設

(使用の許可)

第 4 条 文化・学習施設及び中央コミュニティ供用施設(附属設備を含む。以下「文化施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、文化施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 春日市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。
- (4) その他文化施設の管理上支障があると認められる

とき。

(目的外使用及び使用権の譲渡等の禁止)

第 6 条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外に文化施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 第 5 条各号のいずれかに該当するとき。

(使用料)

第 8 条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 9 条の 2 文化施設の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

(指定の手続)

第 9 条の 3 市長は、前条に規定する文化施設の指定管理者(以下この章において「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示して行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、文化施設の管理を最も適切に行うことができると認められるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の文化活動及び生涯学習の振興を適切に行うことができるものであること。
- (2) 文化施設の効果的かつ効率的な管理を行うことができるものであること。
- (3) 文化施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- 5 市長は、指定管理者の指定の期間が満了する場合において、現に文化施設を管理する指定管理者(以下「現指定管理者」という。)の業務の実績等を評価し、現指定管理者が文化施設の管理を適切に行うことが

Ⅲ 条例・規則等

できると認められるときは、公募によることなく、現指定管理者を新たな指定管理者の候補者とすることができる。

(指定等の告示)

第9条の4 市長は、前条第4項の規定により指定管理者を指定し、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定の期間)

第9条の5 指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して5年を超えない範囲内において、議会の議決により定める。

(指定管理者が行う業務等)

第9条の6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民の文化活動及び生涯学習の振興を図るための事業に関すること。
- (2) 文化施設の維持管理に関すること。
- (3) 文化施設の使用の許可に関すること。
- (4) 文化施設の利用料金(次条第1項に規定する利用料金をいう。)に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化施設の管理に関する業務で、市長が特に必要と認めるもの

2 指定管理者は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)60日以内に、前項の業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(利用料金)

第9条の7 文化施設の管理を指定管理者が行う場合は、使用者は、文化施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

(読替規定)

第9条の8 文化施設の管理を指定管理者が行う場合は、第4条、第5条、第7条及び第12条中「市長」とあるのは、「第9条の2に規定する文化施設の指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(管理の特例)

第9条の9 市長が地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他指定管理者による文化施設の管理ができないときは、必要に応じて市長が文化施設を管理するものとする。この場合において、この章の規定中指定管理者の権限とされているもの

は、市長の権限とする。

- 2 前項の場合において、市長は、利用料金に代えて、別表に定める使用料の額を使用料として、使用者から徴収するものとする。

第3章 市民図書館

(事業)

第10条 市民図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、市政資料、郷土資料、逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (3) 移動図書館の運営に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講習会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進に関すること。

(指定管理者による管理)

第10条の2 市民図書館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

(指定の手続)

第10条の3 市長は、前条に規定する市民図書館の指定管理者(以下この章において「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示して行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があつたときは、次に掲げる基準に照らし、市民図書館の管理を最も適切に行うことができると認められるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 第10条各号に掲げる事業を適切に行うことができるものであること。
- (2) 市民図書館の効果的かつ効率的な管理を行うことができるものであること。
- (3) 市民図書館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

5 市長は、指定管理者の指定の期間が満了する場合において、現に市民図書館を管理する指定管理者(以下「現指定管理者」という。)の業務の実績等を評価し、現指定管理者が市民図書館の管理を適切に行うことができると認められるときは、公募によることなく、現指定管理者を新たな指定管理者の候補者とすることができる。

(指定等の告示)

第10条の4 市長は、前条第4項の規定により指定管理者を指定し、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じ

Ⅲ 条例・規則等

たときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。
(指定の期間)

第 10 条の 5 指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して 5 年を超えない範囲内において、議会の議決により定める。

(指定管理者が行う業務等)

第 10 条の 6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 10 条各号に掲げる事業に関すること。
 - (2) 市民図書館の維持管理に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民図書館の管理に関する業務で、市長が特に必要と認めるもの
- 2 指定管理者は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の終了後(地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後)60 日以内に、前項の業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(読替規定)

第 10 条の 7 市民図書館の管理を指定管理者が行う場合は、第 12 条中「市長」とあるのは、「第 10 条の 2 に規定する市民図書館の指定管理者」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(管理の特例)

第 10 条の 8 市長が地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他指定管理者による市民図書館の管理ができないときは、必要に応じて市長が市民図書館を管理するものとする。この場合において、この章の規定中指定管理者の権限とされているものは、市長の権限とする。

(図書館協議会)

第 11 条 法第 14 条の規定により、春日市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(利用の制限)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、文化センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者
- (3) 職員の指示に従わない者

(4) その他管理運営上支障があると認められる者
(損害賠償)

第 13 条 使用者その他の利用者が、その責めに帰すべき事由により文化センターの施設又は附属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前における使用許可等)

2 この条例の施行日以後の文化施設の使用については、平成 7 年 1 月 5 日から、委員会規則に定めるところにより使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

(春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 春日市公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(春日市文化会館使用料条例の廃止)

4 春日市文化会館使用料条例(昭和 57 年条例第 15 号)は、廃止する。

(春日市図書館計画審議会条例の廃止)

5 春日市図書館計画審議会条例(平成 2 年条例第 2 号)は、廃止する。

附 則(平成 6 年 12 月 20 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例第 14 条の規定は、平成 6 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 12 月 24 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後の使用等に係る使用料等で、施行前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 25 日条例第 7 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 21 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における作陶室、焼成室 A 及び焼成室 B の使用については、教育委員会規則に定めるところにより、施行日前に使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

附 則(平成 17 年 9 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 17 日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日条例第 31 号)

(施行期日)

Ⅲ 条例・規則等

1 この条例は、平成 23 年 2 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、平成 23 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後の中研修室及び多目的室 C の使用については、教育委員会規則に定めるところにより、施行日前にこの条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例に規定する使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 11 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例の規定は、施行日以後に申請された文化・学習施設及び中央コミュニティ供用施設(以下「文化施設」という。)の使用の許可について適用し、同日前に申請された文化施設の使用の許可については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 20 日条例第 35 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における実習室 B の使用については、教育委員会規則に定めるところにより、施行日前に使用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 6 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 17 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以後の使用に係る使用料で、施行日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日条例第 15 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の春日市ふれあい文化センター設置条例の規定により市長が行った施行日以後の文化施設の使用(この条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例(以下「改正後の条例」という。)第 9 条の 5 に規定する指定の期間におけるものに限る。)に係る使用の許可その他の行為については、施行日に、改正後の条例の規定により改正後の条例第 9 条の 2 に規定する文化施設の指定管理者が行ったものとみなす。

(準備行為)

3 改正後の条例第 9 条の 2 に規定する文化施設の指

定管理者に係る指定の手續その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第 10 条の 2 に規定する市民図書館の指定管理者に係る指定の手續その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 30 年 9 月 28 日条例第 26 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の文化施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の文化施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後の文化施設の使用に係る使用料又は利用料金は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収し、又は収受することができる。

附 則(令和 4 年 12 月 21 日条例第 19 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際春日市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に春日市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(春日市ふれあい文化センター設置条例の一部改正)

3 春日市ふれあい文化センター設置条例(平成 6 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 10 条の 4、第 10 条の 6 第 1 項第 3 号及び第 2 項、第 10 条の 7 並びに第 10 条の 8 中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 11 条第 4 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 5 項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 12 条中「又は教育委員会」を削る。

第 14 条ただし書を削る。

2. 春日市民図書館管理運営規則

(令和 5 年 3 月 2 日規則第 16 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条-第 4 条)
- 第 2 章 図書館奉仕
 - 第 1 節 総則(第 5 条-第 8 条)
 - 第 2 節 個人貸出し(第 9 条-第 19 条)
 - 第 3 節 団体貸出し(第 20 条-第 26 条)
 - 第 4 節 公共機関等への資料の貸出し(第 27 条)
 - 第 5 節 移動図書館(第 28 条-第 31 条)
 - 第 6 節 資料の複製(第 32 条)
- 第 3 章 図書等の寄贈及び寄託(第 33 条)
- 第 4 章 指定管理者(第 34 条-第 40 条)
- 第 5 章 雑則(第 41 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市ふれあい文化センター設置条例(平成 6 年条例第 15 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、市民図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 図書館を利用する者をいう。
- (2) 資料 図書、視聴覚資料その他の図書館が管理する資料(電子書籍を除く。)をいう。
- (3) 個人貸出し 個人に対する資料の貸出しをいう。
- (4) 団体貸出し 団体に対する資料の貸出し(第 27 条の規定によるものを除く。)をいう。
- (5) 利用カード 個人又は団体が資料の貸出しを受ける場合に、次条に規定する職員に提示しなければならないカードであって、当該個人の氏名又は当該団体の名称が記載されたものをいう。

(職員)

第 3 条 図書館に館長その他の必要な職員(以下「職員」という。)を置く。

(勤務時間の割振り等)

第 4 条 職員の始業の時刻及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表のとおりとする。

勤務区分	勤務時間		休憩時間
	始業の時刻	終業の時刻	
A	午前 8 時 30 分	午後 5 時	午前 11 時から午後 1 時までの間において 45 分
B	午前 10 時	午後 6 時 30 分	正午から午後 2 時までの間において 45 分
C	正午	午後 8 時 30 分	午後 2 時から午後 4 時までの間において 45 分

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間の割振り、始業の時刻及び就業の時刻並びに休憩時間(以下「勤務時間の割振り等」という。)を別に定めることができる。

3 市長は、前 2 項の規定により職員の勤務時間の割振り等を定めるときは、あらかじめ職員に周知するものとする。職員の勤務時間の割振り等に変更の必要が生じた場合も、また同様とする。

第 2 章 図書館奉仕

第 1 節 総則

(休館日及び開館時間)

第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
- (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- (3) 館内整理日(各月の最後の木曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)をいう。)
- (4) 特別整理期間(1 年につき 15 日を超えない範囲内で市長が定める期間をいう。)

2 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。ただし、金曜日及び土曜日の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の休館日若しくは前項の開館時間を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(利用者の遵守事項)

第 6 条 利用者は、図書館を利用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 施設若しくは設備又は資料を破損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 飲食をし、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (5) 市長の承認を受けずに広告類の掲示又は配布、物品の展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第 7 条 市長は、条例第 12 条に規定する者のほか、図書館の管理運営に必要があると認める範囲において、この規則の規定又は職員の指示に従わない者に図書館の施設若しくは設備又は資料の利用をさせないことができる。

(損害賠償)

第 8 条 利用者は、故意又は過失により図書館の施設又は設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、故意又は過失により資料を著しく破損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、別に定める届出書を市長に提出した上で、当該資料と同等の物であると市長が認める物を引き渡す方法により賠償しなければならない。ただし、当該方法により賠償することができない場合は、市長が別に指定する方法によるものとする。

第 2 節 個人貸出し

(個人貸出しの対象)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する個人に対し、個人貸出しをすることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者

Ⅲ 条例・規則等

- (3) 図書館の施設の相互利用に関する協定を締結した市町に住所を有する者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者
(個人貸出しの手続)
- 第 10 条 個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、運転免許証、健康保険の被保険者証、学生証その他の本人であることを示す書類を提示した上で、別に定める申請書を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定により利用カードの交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、個人貸出しを受けようとするときは、職員に利用カードを提示しなければならない。
- 3 登録者は、前項に規定する場合において利用カードを提示することができないときは、別に定める届出書を市長に提出することによって利用カードの提示に代えることができる。ただし、当該届出書を提出する必要がないと市長が認めるときは、当該届出書の提出を省略することができる。
(個人貸出しに係る利用カードの有効期間)
- 第 11 条 個人貸出しに係る利用カードの有効期間は、利用カードの交付の日から 3 年とする。
- 2 登録者は、利用カードの有効期間の更新を受けようとするときは、前条第 1 項の規定に準じて同項の申請書を市長に提出しなければならない。
(個人貸出しに係る利用カードの紛失)
- 第 12 条 登録者は、利用カードを紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 紛失により利用カードの再交付を受けようとする登録者は、第 10 条第 1 項の規定に準じて同項の申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 紛失により利用カードの再交付を受ける登録者は、当該再交付に係る実費に相当する額を市長に支払わなければならない。
(個人貸出しに係る利用カードの管理等)
- 第 13 条 登録者は、第 10 条第 1 項の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 登録者は、第 16 条第 1 項の代理による個人貸出しに係る代理人に貸与する場合を除き、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 登録者は、当該登録者以外の者が利用カードを使用したことにより市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
(個人貸出しの期間及び資料の数の上限)
- 第 14 条 個人貸出しによる資料の貸出しの期間は、登録者が個人貸出しを受けた日から起算して 15 日とする。
- 2 個人貸出しを受けることができる資料の数の上限は、返却していない資料を含め、1 の登録者につき図書については 10 冊、視聴覚資料については 3 点とする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、個人貸出しによる資料の貸出しの期間及び個人貸出しを受けることができる資料の数の上限を別に定めることができる。
- 4 市長は、個人貸出しを受けた登録者から第 1 項又は第 3 項の貸出しの期間内に当該貸出しの期間の延長の申出があったときは、当該貸出しの期間を申出のあった日から起算して 15 日延長することができる。ただし、他の登録者が第 17 条第 1 項の予約をしている資料及び他の公共図書館等から貸与された資料に係る当該貸出しの期間については、延長することができない。
(個人貸出しの制限)
- 第 15 条 市長は、貴重であると認める資料その他の個人貸出しをすることが適当でないと認める資料については、個人貸出しをしないことができる。
(代理による個人貸出し)
- 第 16 条 次の各号のいずれかに該当すると市長が認める登録者は、代理による個人貸出しを受けることができる。
- (1) 仕事等のため、第 5 条第 2 項又は第 3 項の規定による開館時間に図書館を利用することが困難である者
- (2) 病気等のため、図書館を利用することが困難である者
- (3) その他やむを得ない事情があると市長が認める者
- 2 前項の代理による個人貸出しを受けようとする登録者は、別に定める申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次条第 1 項に規定する予約に係る資料の代理による個人貸出しを受けようとするときその他当該申請書を提出する必要がないと市長が認めるときは、当該申請書の提出を省略することができる。
(個人貸出しの予約)
- 第 17 条 市長は、1 の登録者につき図書については 10 冊、視聴覚資料については 1 点を上限として、登録者からの個人貸出しの予約を受け付けることができる。
- 2 市長は、前項の予約に係る資料につき個人貸出しをすることができることとなったときは、当該資料を確保した上で、当該予約に係る登録者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知の日から起算して 8 日以内に第 1 項の予約に係る登録者が個人貸出しの手続をしなかった場合は、当該予約は、効力を失うものとする。
(資料の返却)
- 第 18 条 登録者は、個人貸出しに係る資料の貸出しの期間の末日(以下「返却期限」という。)までに図書館の指定された場所又は第 28 条の移動図書館において職員に引き渡す方法により、当該個人貸出しに係る資料を返却しなければならない。ただし、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による休館日又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による開館時間以外の時間においては、市長が設置する返却ポストに投入する方法により返却することができる。
- 2 前項ただし書の方法による返却においては、職員が当該返却があったことを確認した日を次条第 2 項第 2 号の返却した日とする。
(個人貸出しの停止)
- 第 19 条 市長は、個人貸出しを受けた登録者が返却期限を経過した場合においてもなお当該個人貸出しに係る資料を返却しないときは、当該登録者に対し当該資料の返却を催告するものとする。
- 2 市長は、個人貸出しを受けた登録者が返却期限から 10 日を経過した場合においてもなお当該個人貸出しに係る資料を返却しないときは、当該登録者について、次に掲げる期間における個人貸出しを停止することができる。

Ⅲ 条例・規則等

- (1) 当該資料を返却していない期間
 - (2) 当該資料を返却した日を経過するまでの期間(前号に掲げる期間を除く。)
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、返却期限までに資料を返却しない登録者に係る個人貸出しの停止の期間を別に定めることができる。

第3節 団体貸出し

(団体貸出しの対象)

第20条 市長は、第27条の規定による場合のほか、次の各号のいずれにも該当する団体に対し、団体貸出しをすることができる。

- (1) 主として市内で活動するもの
- (2) 市内に事務所を有するもの
- (3) 原則として構成員が5人以上であるもの
- (4) 資料を適切に管理することができると思われるもの

(団体貸出しの手続)

第21条 団体貸出しを受けようとするものは、あらかじめ市長に対し、団体の構成員の名簿、活動状況、当該年度の活動計画その他市長が必要であると認める書類を添付した上で、別に定める申請書を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

(団体貸出しに係る利用カードの有効期間)

第22条 団体貸出しに係る利用カードの有効期間は、利用カードの交付の日から5年とする。

(団体貸出しに係る利用カードの管理)

第23条 登録団体は、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(団体貸出しの期間及び資料の数の上限)

第24条 団体貸出しによる資料の貸出しの期間は、登録団体が団体貸出しを受けた日から起算して30日とする。

- 2 団体貸出しを受けることができる資料の数の上限は、図書について1の登録団体につき100冊とする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、団体貸出しによる資料の貸出しの期間並びに団体貸出しを受けることができる資料の種類及び数の上限を別に定めることができる。

(資料の返却)

第25条 登録者は、団体貸出しに係る返却期限までに図書館の指定された場所において職員に引き渡す方法により、当該団体貸出しに係る資料を返却しなければならない。

(個人貸出しの規定の準用)

第26条 第10条第2項、第11条第2項、第12条、第13条第1項及び第3項、第15条並びに第19条の規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第10条第2項中「前項」とあり、第11条第2項中「前条第1項」とあり、第12条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第21条」と、第10条第2項、第11条第2項、第12条、第13条第1項及び第3項並びに第19条中「登録者」とあるのは「登録団体」と、第10条第2項、第15条及び第19条中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と読み替えるものとする。

第4節 公共機関等への資料の貸出し

(公共機関等に対する資料の貸出し)

第27条 市長は、春日市立の小学校又は中学校等の市内の公共機関又は市長が特に必要であると認める団体に対し、資料の貸出しをすることができる。

2 前項の資料の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

第5節 移動図書館

(移動図書館)

第28条 市長は、図書館の館外における図書館奉仕(以下「館外奉仕」という。)を提供するため、移動図書館を運営するものとする。

(移動図書館における個人貸出し)

第29条 登録者は、移動図書館において個人貸出しを受けることができる。

(ステーションの設置)

第30条 市長は、移動図書館を運営するための車両(以下「移動図書館車」という。)を停留し館外奉仕を提供するための拠点(以下「ステーション」という。)を設置する。

2 ステーションは、次の各号のいずれにも該当する市内の場所のうちから市長が定める場所に設置する。

(1) 図書館からの距離が1キロメートル以上であり、かつ、他のステーションからの距離が0.5キロメートル以上である場所

(2) 地区公民館等、公園、学校その他の公共の場所

(3) 安全かつ効果的に館外奉仕を提供することができる場所

(4) 移動図書館車の通行及び停留が可能で、周囲の交通に支障のない場所

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号又は第2号の規定に該当しない場所においてもステーションを設置することができる。

(運行日時及び場所)

第31条 移動図書館車を運行する日時及び場所については、市長が別に定める。

2 市長は、天候その他の事由により前項の日時及び場所における移動図書館車の運行をすることが適当でないと認めるときは、当該日時及び場所における移動図書館車の運行をしないことができる。

第6節 資料の複製

(資料の複製)

第32条 図書館における資料の複製は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項の規定に適合する場合に行うことができる。

2 前項の資料の複製を希望する利用者は、別に定める申請書に当該資料を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の資料の複製に要する費用は、前項の承認を受けた利用者の負担とする。

4 前3項の規定は、図書館において利用することができるデータベース及び国立国会図書館のデジタル化資料の複製について準用する。

第3章 図書等の寄贈及び寄託

(図書等の寄贈及び寄託)

第33条 市長は、図書館において図書その他市長が特に認める物(以下「図書等」という。)の寄贈及び寄託を受

け、資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

- 2 前項の寄贈又は寄託をしようとする者は、別に定める申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該申請書を提出する必要がないと市長が認めるときは、当該申請書の提出を省略することができる。
- 3 第1項の寄贈及び寄託に要する費用は、原則として当該寄贈をする者及び当該寄託をする者(以下「寄託者」という。)の負担とする。
- 4 前3項の規定により寄託された図書等は、寄託者から請求があったとき、又は市長が必要があると認めるときは、返還するものとする。
- 5 市長は、寄託された図書等がやむを得ない事由により汚損し、若しくは破損し、又は紛失したときは、その賠償の責を負わないものとする。

第4章 指定管理者

(公募の方法)

第34条 市長は、条例第10条の3第1項本文の規定により図書館の指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者を選定するときは、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示した募集要項を作成して公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第35条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める期日までに春日市民図書館指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支計画書
 - (3) 団体に関する書類
 - (4) その他市長が必要があると認める書類
- (指定管理者の候補者の選定)

第36条 公募による指定管理者の候補者の選定に当たっては、書類審査及び面接審査により行うものとし、市長が別に定める手続により、条例第10条の3第4項各号の基準に照らして審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果について、春日市民図書館指定管理者候補者選定通知書(様式第2号)又は春日市民図書館指定管理者候補者不選定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、条例第10条の3第1項ただし書又は同条第5項の規定により公募によることなく指定管理者の候補者を選定するときは、第34条の募集要項に準ずる内容の申請要項を相手方に提示して前条の規定の例により申請をさせ、前2項の規定の例により審査等を行うものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第37条 市長は、指定管理者の候補者について、議会の議決を経て指定管理者に指定したときは春日市民図書館指定管理者指定書(様式第4号)により、指定しなかったときはその理由を付した書面により当該候補者に通知するものとする。

(事業報告書)

第38条 条例第10条の6第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 条例第10条の6第1項各号に掲げる業務その他の管理業務の実施状況
- (2) 管理業務に係る収支決算の状況
- (3) その他市長が必要があると認めて指示した事項

(協定の締結)

第39条 条例及びこの規則に定めるもののほか、指定管理者による図書館の管理に関し必要な事項は、指定管理者との協定により取り決めるものとする。

2 前項の協定には、管理業務に伴う個人情報の保護に関する事項を明記しなければならない。

(指定管理者に関する読替規定等)

第40条 条例第10条の2の規定により図書館の管理を指定管理者が行う場合は、第4条の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第5条第1項第4号、第30条第2項、第31条第1項	市長	市長の承認を受けて、図書館の指定管理者
第5条第3項、第30条第3項	市長は、特に必要があると認めるときは	図書館の指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて
第6条から第21条まで、第24条第3項、第27条第1項、第28条、第30条第1項、第31条第2項、第32条第2項	市長	図書館の指定管理者

2 前項に規定する場合において、指定管理者が第8条第2項及び第10条第3項の届出書並びに第10条第1項、第16条第2項、第21条、第32条第2項及び第33条第2項の申請書を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第41条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

3. 春日市図書館協議会規則

(令和 5 年 3 月 2 日規則第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市ふれあい文化センター設置条例(平成 6 年条例第 15 号。以下「条例」という。)第 11 条第 5 項の規定に基づき、春日市図書館協議会(以下「協議会」という。)の所掌事務及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市民図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、市民図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、協働推進部文化スポーツ課において処理する。

(補足)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4. 春日市民図書館資料廃棄要綱

(令和 5 年 3 月 2 日告示第 39 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、春日市ふれあい文化センター設置条例(平成 6 年条例第 15 号。以下「条例」という。)第 10 条に掲げる事業を適切かつ円滑に運営するため、市民図書館(以下「図書館」という。)における資料の廃棄に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 図書館においては、利用価値を失った資料を廃棄することにより、書架の合理的な利用を図るとともに、常に質の高い新鮮な蔵書構成を維持するための資料の更新を行う。

2 図書館においては、長期間にわたり所在を確認できない資料を廃棄の扱いとすることにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い適正な蔵書構成の維持に努める。

(廃棄対象資料)

第 3 条 廃棄の対象となる資料及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 不用資料

- ア 破損又は汚損が著しく、補修が不可能な資料で、他に同類の資料があるもの
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料としての価値がなくなったもの
- ウ 時間の経過によって、利用の可能性が低下した複本
- エ 新版、改訂版又は同類の資料の入手によって、代替となる資料が確保されたもの

(2) 亡失資料

- ア 蔵書点検の結果所在不明となった資料で、2 年以上調査してもなお不明なもの
- イ 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず 2 年以上返却されていないもの
- ウ 利用者が汚損し、破損し、又は紛失した資料で、やむを得ない事情により同一の資料による弁償が不可能なもの
- エ 災害、事故その他不可抗力により利用できなくなったもの

(廃棄対象外資料)

第 4 条 次に掲げる資料については、不用資料の選定の対象から除外する。

(1) 地域資料

- (2) 他に類書がないもの
- (3) 絶版等の理由で入手が不可能なもの
- (4) 古典又は名著とされるもの

(廃棄資料の譲渡)

第 5 条 図書館においては、廃棄を決定した不用資料を、他の図書館若しくは公共施設等に譲渡し、又は一般に配付することができる。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、図書館における資料の廃棄に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

5. 春日市民図書館資料収集方針(令和3年4月1日改訂)

1 目的

春日市民図書館は、市民が読書を通じて豊かな生活を送り、自分や家族の生活や将来、また、これからの地域の在り方について、自ら判断し決定するために必要な情報や資料を提供する、地域の情報拠点としての役割を担っている。

この役割を果たすために、以下のような資料の収集に関する方針を定めるものである。

2 基本方針

(1)市民の要求に基づき資料を収集する。

図書館は、基本的な人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関である。したがって、資料の収集は市民の資料要求に答えることを収集の大原則とする。ただし、一部の市民の要求ではなく、広範な市民の要求、将来的に予想される市民の要求も十分に考慮して収集する。

(2)市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料を体系的に収集する。図書、逐次刊行物、視聴覚資料、パンフレット等多様な形態の資料を収集する。

(3)すべての分野において「今」を知るための新鮮な資料を豊富に収集する。特に各分野の基本書は、最新の学問分野の動向や学説等を紹介した資料に留意する。

(4)子どもの知的好奇心を刺激し、社会的、科学的な思考力及び豊かな想像力を育む資料を幅広く収集する。また、「春日市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校や地域の子ども読書活動を支援するために必要な資料を収集する。

(5)春日市に関する資料や、春日市で刊行された資料は、積極的に収集する。

(6)国立国会図書館、県立図書館、近隣市町村立図書館、類縁機関との連携、協力、役割分担を進めながら資料の収集に努める。公共図書館として、この収集方針の範囲を超えていると思われるような資料の請求を受けた場合は、この図書館の相互協力システムで他館から借用して提供しよう努める。

(7)「収集方針」は公開し、広く市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書を形成する。

3 資料収集の種類

収集する資料は、原則として次に掲げる種類のものとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書
- (3) ヤングアダルト図書
- (4) 地域資料
- (5) 逐次刊行物(新聞、雑誌 他)
- (6) 視聴覚資料

(7) 障がい者サービス用資料(大型活字本、録音CD 他)

(8) 電子書籍

4 資料収集についての留意点

(1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場に捕らわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。

以上のような基本方針で収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。資料の持つ思想や主張は、読者である一人一人の市民の自由な思索と判断にゆだねられる。そのために、図書館では、多様な思想・主張が共存するように資料の収集が行われなければならない。

5 資料選択の組織

(1) 資料の選定は、利用者にカウンター等で接し、利用者ニーズを把握している図書館員全員が当たる。収集する資料の選定調整は、「資料選定委員会」において、次に掲げる関係図書館員の合意により行う。

(2) 「資料選定委員会」は、一般サービス、児童サービス等の各サービス担当者及び発注担当者で構成する。

(3) 資料選定についての最終責任は、館長にある。収集した資料の利用状況等について、図書館員全体によって検討し、資料選択に活かして行く。

6 蔵書の更新・除籍

図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。除籍は、除籍基準に基づき行う。

(1) 利用頻度の落ちた資料、古くなり利用価値の乏しい資料は、随時閉架書庫に移す。

(2) 将来の利用を予測し、不用と判断した資料は除籍する。

(3) 長期にわたりよく利用される資料が、破損等のため利用に供しなくなった時は、同一資料の買い換えなどの更新を行う。

6. 春日市民図書館資料選定基準(令和3年4月1日改訂)

春日市民図書館資料収集方針を受けて、図書館資料とし収集する資料の選定基準を以下のとおり定める。

1 一般図書

(1)基本方針

- ア 市民の教養、レクリエーション、地域活動、家庭生活の向上に資するため、幅広い資料を収集する。
- イ 市民の要求に根ざした蔵書構成を考えながら、入門書から専門書にいたるまで体系的に収集する。
- ウ 制度の改廃、新しい技術、新しいテーマ、流行など、常に時代の変化に留意して選定する。
- エ 市民の参考図書として、辞典・事典・年鑑・名鑑・統計など、市民の調査研究に役立つ資料を幅広く収集する。参考図書は、原則として貸出は行わないが、必要なものについては複本を用意して貸出を行う。

(2)部門別選定基準

[0 類 総記]

- ア 情報科学、コンピュータ関係の資料については、利用頻度の高い基本的技術者・実用書を中心に収集する。
- イ 長期にわたり、広く利用されると思われる主要な叢書・全集については、基本図書として体系的に収集する。

000 総記

・知識、学問一般及び情報科学については最新の情報が得られる資料を収集する。

010 図書館

・入門書、解説書を中心に基本的な資料を体系的に選定する。図書館界の最新の動向に留意する。
・近隣の図書館および関連機関が発行した資料は積極的に収集する。

030 百科事典

・レファレンスに役立つものを収集する。
・百科事典は印刷媒体から電子媒体に移行しつつある。電子媒体(各種データベースや電子図書等)に留意する。

080 叢書・全集

・単行書として発行されたものと内容を比較検討しながら主要な叢書、全集を収集する。

[1 類 哲学]

- ア 哲学、心理学、倫理学、宗教については、各分野の基本書を体系的に収集する。
- イ 心の充足を読書に求める市民のために、人生論、一般向けに書かれたわかりやすい宗教書などに留意する。

100~110 哲学・哲学各論

・古典だけでなく現代の哲学者の著作も積極的に収集する。

120 東洋思想

・日本の思想書および中国の古典哲学書、インド思想書を中心に収集する。

130 西洋哲学

・著名な哲学各派の代表作を中心に収集する。

140 心理学

・利用が多い分野なので積極的に収集する。

150 倫理学・道徳

・人生訓は利用も多いが出版点数も多いので、よく考慮して収集する。

160~190 宗教

・主要な経典及び概説書、研究書を各宗教の体系性に留意し、時代・宗派の偏りがないように収集する。

[2 類 歴史・伝記・地理]

ア 一般向けに書かれた読み物をはじめ、入門書、解説書、研究書まで、多様なレベルのものを収集する。

イ 特定の歴史観や学説に偏らないよう、多様な観点の資料を収集する。

ウ 日本及び各国の情勢、旅行案内書等については、最新情報を提供できるように幅広く収集する。

210 日本史

・利用の多い分野なので、多様なレベル、多様な観点の資料を収集する。

・地方史はおおむね県単位で収集する。特に福岡県及び近隣県の資料は重点的に収集する。

・地方出版の資料にも留意し、必要なものを収集する。

220~270 各国史

・各国史は、各々の国をもれなく収集するように努め、特に出版量の少ない国や地域に留意する。

280 伝記

・伝記は日本人、外国人ともに幅広く収集する。

・現代人の伝記も積極的に収集する。

290 地理

・住宅地図や道路地図などの地図類は、用途に応じて各種のものを可能な限り新しい版で収集する。

・旅行案内等は、国内国外とも豊富に揃える。最新版に留意し、可能な限り新しい情報を提供するように努める。

[3 類 社会科学]

ア 時事性の高い分野なので、多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。

イ 社会科学は、バランスよく、できるだけ客観的な立場から書かれている資料を選ぶ。

ウ 各分野の基本的な資料を体系的に収集する。

エ 日常生活や実務に必要な実用書は、新しい資料を数多く収集する。

Ⅲ 条例・規則等

オ 国の主要な審議会答申や報告書、統計書などの政府刊行物は積極的に収集する。

カ 人権問題に関する資料は幅広く収集する。

300 社会科学

・主要な主題の資料は、積極的に収集する。

310 政治学

・政治思想、議会、政党等について多様な観点の資料を幅広く偏りなく収集する。

320 法律

・法律書は法改正に伴い、随時資料を更新する。
・各分野の基本書、多様な学説の資料を幅広く体系的に収集する。

330～340 経済学・財政

・入門書、実用書から、古典的な著作まで体系的に収集する。

・経済理論は古典から現代経済にいたるまで多様な学説の資料を収集する。

・経済政策、経済事情については、最新情報の提供に留意する。

350 統計

・各種統計の他に、基礎的な理論書も収集する。

360 社会学

・社会的関心に則したテーマを機敏にとらえて収集する。

・生活に密接に関わる分野なので、実用書についても幅広く収集する。

・制度の改変に配慮し、最新情報の提供に留意する。

370 教育

・家庭及び学校教育に関する実用書や専門書を収集する。

・社会教育の観点からの資料も幅広く収集する。

・学習参考書、試験問題集等は、収集の対象外とする。

380 風俗習慣・民族学

・主要な全集、講座、著名な著作集は、積極的に収集する。

・冠婚葬祭については、実用的で新しい資料を積極的に収集する。

390 国防・軍事

・時事性、話題性のある資料は、積極的に収集する。

[4 類 自然科学]

ア 科学の進歩にあわせ、常に最新の情報を提供できるように、資料の更新をはかる。

イ 医療・健康法に関する資料については、内容の信頼性に十分留意して選定する。

410～440 数学・物理学・化学・天文学

・最新の学問の傾向に留意して収集する。

450 地球科学・地学・地質学

・地震や自然災害に関する分野は、市民の関心が高く利用が多いので、積極的に収集する。

460～480 生物学

・入門書、概説書を中心に体系的に収集する。

・図鑑は利用が多いので、豊富に収集する。

490 医学・薬学

・医学と医学倫理に関する分野は、一般教養的な資料

から専門書にわたって収集する。

・民間療法や新しい治療法等は、客観性・科学性・信憑性等に留意する。

・医療機関と連携して、病気や薬、健康づくりに等に関する資料の更新に努める。

・医師や医学生等を対象とした高度な専門書は収集しない。

[5 類 技術・工学]

ア 各分野に関する基本的理解を深め、知識を得るために必要な資料を収集する。

イ 科学技術の進歩発展に対応した資料を収集し、更新をはかる。

ウ 企業の動向・業界の情勢等、ビジネスに役立つ資料を積極的に収集する。

510 建築工学・土木工学

・ゴミ問題、公害や自然保護など環境問題に関する資料は、積極的に収集する。

520 建築学

・実用的なものから専門的なものまで幅広く収集する。

530～540 機械工学・情報工学

・原子力の利用法については、様々な観点の資料を幅広く収集する。

・通信技術やコンピュータの分野の資料は、最新情報の提供に留意する。

590 家政・生活科学

・生活に役立つ多種類の実用的な資料を収集する。

・最新の情報、流行をもち込んだものも収集する。

[6 類 産業]

ア 各種産業、企業動向、情報等ビジネスに役立つ資料を収集する。

イ 実務や趣味に役立つ資料は幅広く収集する。

610 農業経済

・食糧問題など社会的関心が高いものは積極的に収集する。

620 園芸

・趣味や実用に役立つ資料を幅広く収集する。

640～650 畜産・林業

・ペットの飼い方等は、特に利用が多いので、ペットの種別等に留意して収集する。

670～680 商業・運輸

・実務や実用に役立つ資料を幅広く収集する。

[7 類 芸術・スポーツ]

ア 芸術、美術、スポーツ、娯楽に関する鑑賞・評論及びその制作・実技の両面について幅広く収集する。

イ 新しい分野についても積極的に収集する。

ウ ふれあい文化センターで講座等が開催されている分野については、積極的に収集する。

700 芸術

・古典から現代までの多様な資料を収集する。

710～750 彫刻・絵画・書道・版画・写真・工芸

・各分野の基本書は、体系的に収集する。

・いろいろな画法、技法の資料を豊富に収集する。

Ⅲ 条例・規則等

・美術館等の収蔵目録、展覧会の図録などは、県内開催のものを中心に収集する。

760 音楽・舞踊

・西洋音楽に偏らず、邦楽、民族音楽等にも留意して収集する。

・楽譜(冊子体)や楽器の演奏方法に関する資料にも留意する。

770 演劇・映画

・学校や地域で上演するために役立つ資料も収集する。

780 スポーツ・体育

・新しいスポーツについても積極的に収集する。また、ルールの改変にも留意する。

・スポーツ団体、学校、社会教育団体の指導や研究に役立つ資料も収集する。

790 諸芸・娯楽

・華道・茶道は、各流派の歴史、理論、作法、道具についての資料を収集する。

[8 類 言語]

ア 日本語に関する知識教養、言語の学習、実用に役立つ資料を幅広く収集する。

イ 外国語習得のための初歩的な資料、日常会話集等を幅広く収集する。

810 日本語

・文法、作文、会話、方言等の資料も積極的に収集する。

820 中国語・東洋の諸言語

・日本に身近な諸言語(中国語、ハングルなど)を中心に収集する。

830 英語

・著名な作品及び学習用の資料も収集する。

840~890 その他の言語

・出版量の少ない言語についても留意して収集する。

[9 類 文学]

ア 国、時代、分野、著者等に偏りのないよう配慮し、幅広く収集する。

イ バストセラー等の新刊書については、利用状況に応じ複本を揃える。

ウ ロングセラーの文学作品については、長期的に常時提供できるよう補充に努める。

エ 古典文学及び文学史・作家論等文学研究に関する資料は、体系的に幅広く収集する。

オ 文学作品については、以下の点に留意して収集する。

・現代の小説、エッセイは、幅広く収集する。

・詩歌、戯曲は、主要な作家のものを中心に収集する。

・翻訳作品は、訳の相違に留意する。

・古典の注釈書、解釈書は、評価の高いものを中心に幅広く収集する。また底本の相違に留意する。

[参考図書]

通読を目的とせず、主として特定の知識、情報を得るための資料を「参考図書」とし、常に市民が調査、研究ができるよう、常備資料として収集する。

ア 改訂版に留意し、最新の情報を提供できるように留意する。

イ 参考図書は、各分野の専門的かつ網羅的な資料を中心に収集する。

ウ 年鑑、白書類は、継続的に収集する。

エ 百科事典は、最新の資料を収集する。

オ 新聞の縮刷版は可能な限り収集する。

カ 製本、装丁が堅牢で、長期の利用に耐える図書を収集する。

[外国語図書]

ア 市内に居住する外国人、帰国子女、語学学習者などを利用対象として、各分野にわたる外国語資料を収集する。

イ 英語を言語とする資料を中心に収集するほか、アジア語圏の資料の収集に努める。

ウ 日本を紹介した外国語資料を収集する。

[漫画]

ア ストーリーが優れ一般文学書と比較しても遜色のない作品を収集する。

イ マンガで表現することによって、主題がより理解しやすくなっているものを収集する。

ウ 過度の暴力的描写や性的描写が露骨なものは、慎重に選定する。

2 児童図書

(1)基本方針

ア 子どもが読書の楽しさを発見し、豊かな経験を得ることによって、子どもの想像力をはぐくみ、感性を豊かにすることができる資料を収集する。

イ 小学校及び中学校の教科や調べ学習に役立つ資料を収集する。

ウ 翻訳はできる限り原作に忠実であり、かつ、子どもにとって読みやすい訳文のものを収集する。

エ 地域の読書活動のバックアップができるよう基本的な図書については、十分な複本を用意する。

(2)部門別選定基準

[絵本]

ア 発想が新鮮で、独創性のあるものを収集する。

イ しっかりしたテーマがあり、起承転結がはっきりしているものを収集する。

ウ 子どもが、生活の中で体験した事柄を再認識できるものを収集する。

エ 絵と文の調和がとれており、絵がいきいきとした魅力的なものを収集する。

オ 言葉がわかりやすく、適切で、日本語として美しいものを収集する。

カ 読み聞かせ等にも対応できることに留意する。

キ 赤ちゃん絵本、幼児絵本、定番絵本は十分な複本を用意する。

ク 装丁や材質等が図書館の利用に適した資料を選定する。

ケ とび出す絵本等長期使用に耐えられないものは、原則として収集しない。

Ⅲ 条例・規則等

- コ 外国語図書は、各国の評価の高い絵本を中心に収集する。

【児童文学】

- ア 子どもの知的、情緒的経験を広げることのできるものを収集する。
- イ 子どもが興味を持って読み進められるものを収集する。
- ウ ストーリーが子どもにわかりやすく展開されているものを収集する。
- エ 登場人物がいきいきと描かれているものを収集する。
- オ 作品に合った文体で、対象年齢の理解力に応じて表現されているものを収集する。
- カ 文字を覚えひとり読みができるようになった子どもたちに読書の楽しさを伝えられるものを幅広く収集する。
- キ 子どもの文学としての、昔話を持つ力(面白さ、不思議さ、力強さ)等の評価し、積極的に収集する。

【ノンフィクション(0～8類)】

- ア 子どものさまざまな疑問に答え、子どもの興味関心を広げることのできるものを収集する。
- イ 対象年齢に応じて、理解できる文章と構成で書かれたものを収集する。
- ウ 挿絵、写真、年譜、地図等の資料が整っており、できる限り専門用語の説明、索引、目次及び参考文献が紹介されているものを収集する。
- エ 正確な知識に基づき、最新の情報を盛りこんだものを収集する。
- オ 春日市の地域学習に役立つ資料を収集する。

【紙芝居】

- ア 画面の引き抜き効果等、紙芝居の特性を活かしているものを収集する。
- イ 絵と語りの調和がとれており、絵が遠くからでも見えるものを収集する。
- ウ 演じることにより、子どもが喜びを共有し、楽しめるものを収集する。

3 ヤングアダルト図書

(ヤングアダルトの定義: 中高生世代 12歳～18歳)

(1) 基本方針

- ア 児童図書から一般図書への橋渡しとなるような基本図書を幅広く収集する。
- イ ヤングアダルト(以下「YA」という。)世代の具体的な要求や関心の高い分野の図書、学生生活や今後の将来を考える上で役立つ図書を収集する。
- ウ YAを対象に出版された資料については特に留意して収集する。

(2) 選定基準

- ア 児童図書のうちYAにとって読みごたえのある文学作品やノンフィクション資料を収集する。絵本も多く収集する。
- イ YAが主人公もしくはストーリーの中心になってい

る作品を中心に収集する。

ウ 各分野の基本的、入門的資料を収集する。また、進路選択に役立つ資料を多く収集する。

エ 学習参考書、問題集は原則として収集しない。

4 地域資料

(1) 基本方針

春日市、福岡県及び福岡県内の他の市町村(主に旧筑紫郡及び福岡市)に関係する事物及び人物を扱った図書を「地域資料」とし、各分野において幅広く資料を選定し、収集するように努める。

(2) 収集の範囲

ア 春日市に関する資料

・春日市及びその外郭団体が発行した資料。特に春日市が発行する行政資料については、網羅的に収集する。

・春日市内の学校や企業が発行した資料

・春日市に在住する個人及び所在する団体の著作又は発行したもののうち必要な資料

・内容の大部分が春日市に関する資料

・春日市の小中学校で採用された教科書

・春日市で発掘された遺跡に関する資料

イ 春日市を除く福岡県に関する資料

・福岡県及びその外郭団体が発行した資料

・内容の大部分が福岡県全般に関する資料のうち必要なもの

・福岡県内の市町村及びその外郭団体が発行した資料のうち必要なもの

・内容のすべて又は大部分が福岡県内の市町村に関係する資料のうち必要なもの。

ウ 奴国や弥生時代の文化についての研究や学習のために必要と思われる資料

(3) 資料の形態

以下の資料について、特に春日市に関連するものは網羅的に収集する。

ア 図書

イ 逐次刊行物

ウ 古文書

エ 地図

オ パンフレット、リーフレット

カ 逐次刊行物で合冊されていないもの、記事

キ 視聴覚資料

5 逐次刊行物(新聞、雑誌 他)

【新聞】

(1) 国内発行の主要全国紙を中心に、体系的に収集する。

(2) 児童向けの新聞や業界紙は、代表的なものを必要に応じて収集する。

(3) 政党の機関紙は、特定の政党に偏らないように配慮して収集する。

(4) 外国語の新聞は、英語を中心に、必要に応じて収集する。

Ⅲ 条例・規則等

【雑誌】

- (1)各分野の基本的な雑誌を、社会の動向や地域性を考慮した上で、特定の主題に偏らずに幅広く収集する。
- (2)児童向けの雑誌は、代表的なものを幅広く収集する。
- (3)専門的な内容の雑誌は、必要に応じて収集する。
- (4)外国語の雑誌は、英語を中心に、必要に応じて収集する。

6 視聴覚資料

(1)基本方針

- ア 収集する媒体(メディア)は、当面はCD・DVDとする。
- イ 音楽史、映画史などで重要であると評価されている資料及び作品として評価が高い資料を中心に収集する。
- ウ 収集にあたっては、教養、娯楽、学習など多様な利用目的に対応できるよう幅広い分野から収集する。

(2)部門別選定基準

【CD】

- ア 日本の古典芸能は民謡、及び世界の民族音楽は、系統的な選定に配慮する。
- イ クラシック音楽は、基礎的な作品を幅広く選定する。
- ウ 器楽や声楽の練習において参考となる楽曲は、代表的なものを幅広く選定する。
- エ ポピュラー音楽は、利用者のニーズに配慮して選定する。
- オ 音響・効果音資料は、福祉及び教育活動の参考となるものを優先して選定する。
- カ 朗読資料は、原作に対して忠実に朗読されたものを選定する。

【DVD】

- ア 国内外の古典や名作、アカデミー賞など各国の映画祭で受賞した作品や評価の定まったものを中心に選定する。
- イ 歴史映像資料、文化、生活映像資料は、記録的価値の高いものを中心に選定する。
- ウ 教養・実用向けの資料は、映像による効果の高いものを中心に日常生活に役立つものを選定する。
- エ 子ども向けのアニメ作品については、教育的価値や話題性を考慮しながら選定する。

7 障害者サービス用資料(大型活字本、録音CD 他)

(1)基本方針

- ア 活字による読書が困難な方に対して、利用できる形で提供する。
- イ 当面は、大型活字本、録音CDを中心に収集する。

(2)部門別選定基準

- ア 大型活字本は、小説及び実用書を中心に収集する。

- イ 録音CDは、落語や原作に対し忠実に朗読されたものを選定する。
- ウ 点字絵本、布絵本も収集する。

8 電子書籍

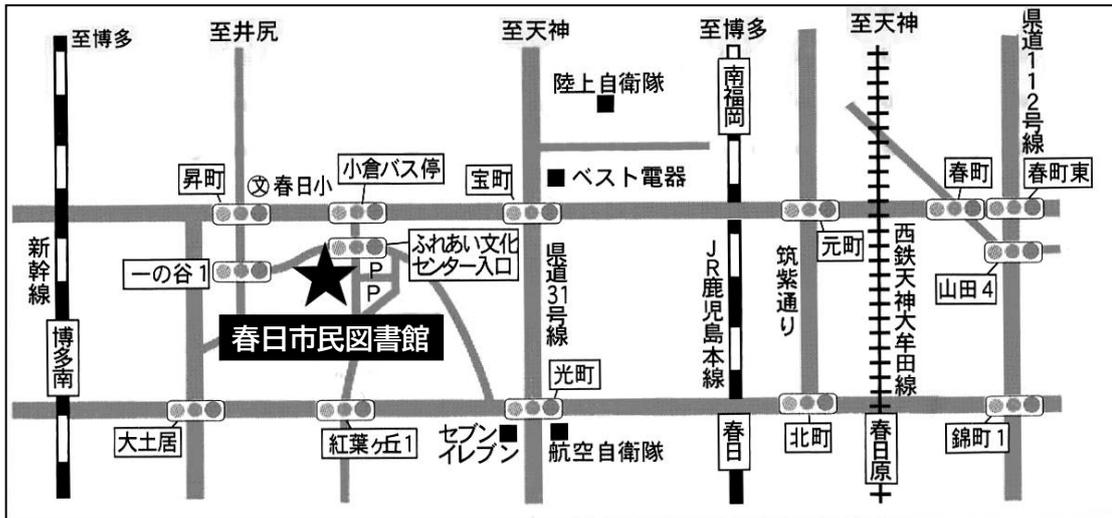
(1)基本方針

- ア 市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを主な目的として、幅広いジャンルの電子書籍を選定する。
- イ 紙の図書との差別化を図り、電子書籍の特性を活かせる資料を選定する。
- ウ 地域資料の電子化に積極的に取り組む。
- エ 利用者のニーズや話題性を考慮して選定する。

(2)部門別選定基準

- ア 児童書は図鑑など図版を効果的に使った資料を中心に選定する。
- イ 絵本は紙の図書とのバランスを考慮して、慎重に選定する。
- ウ 一般書は写真や図版を効果的に使った資料を中心に、入門書、実用書を選定する。
- エ オーディオブックや読み上げ対応の資料を積極的に選定する。

アクセス



P 駐車場

交通機関

交通機関最寄り駅	系統	下車
コミュニティバス「やよい」	全て	終点ふれあい文化センター
西鉄春日原駅・JR春日駅	西鉄バス 1、2 番	「ちくし台」
西鉄井尻駅・JR南福岡駅	西鉄バス 45 番	「小倉」
西鉄大橋駅	西鉄バス 42 番	「一の谷1丁目」
JR新幹線博多南駅	西鉄バス 2 番	「ちくし台」

令和 6 年度版図書館要覧

令和 5 年度統計・事業報告

発行 令和 6 年 7 月

編集・発行 春日市民図書館 指定管理者株式会社図書館流通センター
春日市協働推進部文化スポーツ課

〒816-0831 福岡県春日市大谷6丁目24番地

TEL (092)584-4646 Fax (092)584-3900

春日市民図書館キャッチフレーズ

未来にホン気！

(平成23年度公募最優秀入選作品:春日野中学校 廣岡由美さん作)



図書館キャラクター
くるくる